

第5次京都市男女共同参画計画
きょうと男女共同参画推進プラン
(素案)

令和3（2021）年●月



男女共同参画社会の推進に関する基本理念

京都市では、平成15（2003）年12月に制定した「京都市男女共同参画推進条例」において、男女共同参画社会づくりの基本理念を定めています。

（基本理念）

- 1 男女の人権の尊重及び社会における制度又は慣行への配慮
- 2 男女の継続的な職業生活の確保
- 3 子育て、介護等の家庭生活とその他の活動との両立
- 4 男女の互いの性の理解と尊重
- 5 政策等の立案から決定までの参画機会の確保
- 6 男女共同参画の推進に関する国際社会の取組との協調

【参考】京都市男女共同参画推進条例

第2条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- （1） 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として等しく尊重されるようにするとともに、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないようにすること。
- （2） 男女が、性別を理由とする就業上の不利益を受けることなく、安心して職業生活を継続することができるようにすること。
- （3） 男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として相互に協力し、当該活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようにすること。
- （4） 男女が、互いの性を理解し、尊重すること。
- （5） 男女が、個人として能力を発揮する機会が確保されるとともに、本市、事業者及び民間の団体における政策又は方針の立案から決定までの過程に共同して参画することができるようにすること。
- （6） 男女共同参画の推進に関する国際社会の取組と協調すること。

市長あいさつ

目次 1

目次 2

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の経緯

京都市では、昭和57（1982）年10月に「婦人問題解決のための京都市行動計画」を策定してから現在に至るまで、市民ひとりひとりが、性別にかかわらず個人として尊重され、様々な分野でいきいきと活動することができる男女共同参画社会の実現のための取組を進めています。

平成15（2003）年12月には、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「京都市男女共同参画推進条例」を制定しました。

「第4次京都市男女共同参画計画 きょうと男女共同参画推進プラン（改訂版）（平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）」が、令和2年度で計画の期間が満了することから、令和2年7月に京都市男女共同参画審議会に次期計画について諮問を行い、令和3（2021）年●月、同審議会から答申を受けました。この答申を踏まえ、「第5次京都市男女共同参画計画」を策定しました。

これまでの京都市における男女共同参画に係る計画等

策定年	計画等
昭和57（1982）年10月	婦人問題解決のための京都市行動計画 昭和57（1982）年度～平成3（1991）年度
平成23（2011）年3月	第4次京都市男女共同参画計画 きょうと男女共同参画推進プラン ～ひとりひとりが輝く 色彩あふれる世界へ～ 平成23（2011）年度～令和2（2020）年度
平成28（2016）年3月	第4次京都市男女共同参画計画 きょうと男女共同参画推進プラン（改定版） ～ひとりひとりが輝く 色彩あふれる世界へ～ 平成28（2016）年度～令和2（2020）年度

2 男女共同参画を取り巻く現状（社会経済情勢等）

人口等をめぐる状況

《京都市の推計人口》

- 京都市基本計画（京プラン）※策定時の予測と比較すると、人口減少には一定の歯止めがかかっています。
- 京都市基本計画初年度（平成23（2011）年）から社会動態は増加に転じているものの、自然動態は減少が続いています。

※ 市政の基本方針である「京都市基本構想」の具体化のため、全市的観点から取り組む、本市の主要な施策を示す計画です。

京都市基本計画における京都市の推計人口



出典：令和元年度第1回京都市基本計画審議会資料（前年10月から当年9月までの人口推移）

※将来推計は国立社会保障・人口問題研究所、京プラン策定時の予測人口は京都市独自推計

就業をめぐる状況

《女性の年齢階級別労働力率の推移（M字カーブ）》

- M字カーブは解消されつつあり、25～39歳の女性の労働力率は、66.7%（平成19（2007）年）から75.2%（平成29（2017）年）と上昇しています。
- 一方で、女性の正規雇用率は20代後半でピークとなり、その後下降し続けるという「L字カーブ」の問題が指摘されています。

女性の年齢階級別労働力率の推移（京都市）



就業構造基本調査（平成19年、平成29年）より作成

《共働き等世帯数の推移》

- 昭和55（1980）年以降，夫婦共に雇用者の共働き世帯は年々増加し，全世帯の3分の1から，平成9（1997）年には半数を超え，平成30（2018）年には，3分の2を占めるまでに至っています。

共働き等世帯数の推移



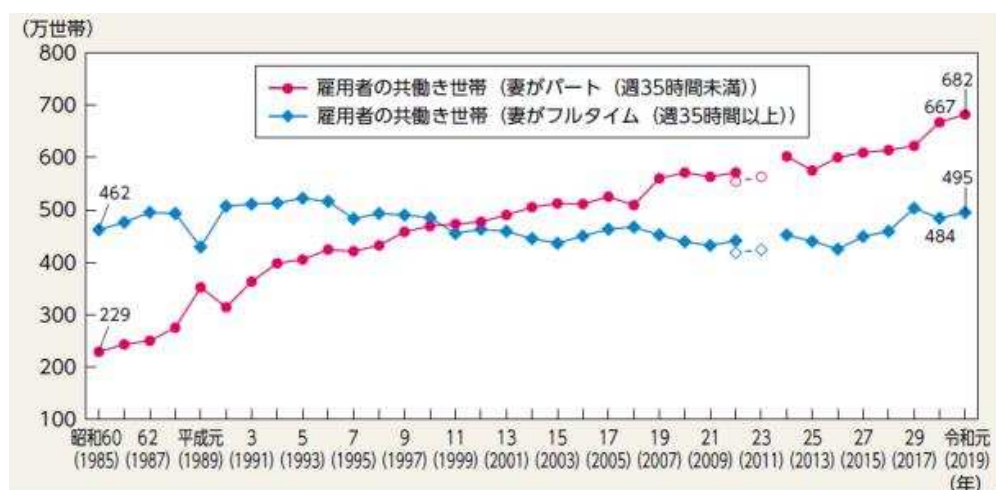
出典：内閣府 男女共同参画白書 令和2年版

※昭和55年～平成13年：総務庁「労働力調査特別調査」，平成14年～：総務省「労働力調査」より作成

《妻の就業時間別共働き世帯数の推移》

- 共働き世帯は年々増加していますが，増加の大部分は，妻がパートの共働き世帯数の増加によるものといえます。
- 共働きであっても，多くは男性が実質的な「稼ぎ主」となっています。

妻の就業時間別共働き世帯数の推移



出典：内閣府 男女共同参画白書 令和2年版

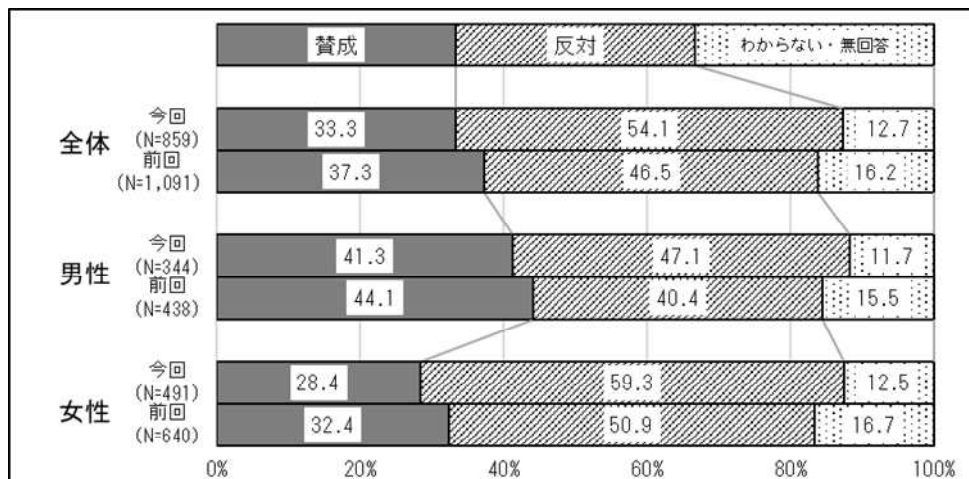
※昭和60年～平成13年：総務庁「労働力調査特別調査」，平成14年～：総務省「労働力調査」より作成

仕事と家庭をめぐる状況

《性別役割分担意識》

- 「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に対しては、「反対」が過半数であり、前回調査時（平成26（2014）年）よりも性別役割分担意識が若干弱まりつつあります。
- 意識の面では若干弱まりつつあるものの、一方では、夫の家庭生活に費やす時間が、妻と比較して少ないなど、実態として伴っていないことが課題となっています。

「男は仕事・女は家事・育児」という考え方

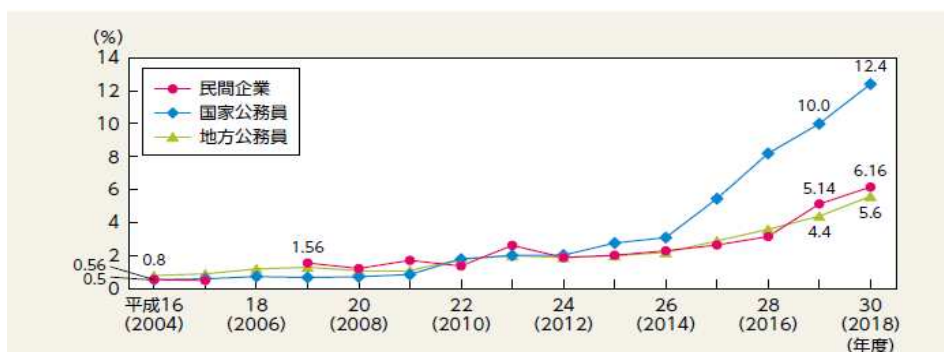


出典：京都市 男女共同参画に関するアンケート（令和元年度）

《男性の育児休業取得率》

- 近年上昇しているものの、平成30（2018）年度は、民間企業が6.16%（令和元（2019）年度は7.48%）、国家公務員が12.4%，地方公務員が5.6%と、いずれも女性（民間企業82.2%，国家公務員98.5%，地方公務員99.4%）と比較して極めて低水準であり、男女間で大きな差があります。

男性の育児休業取得率の推移（全国）



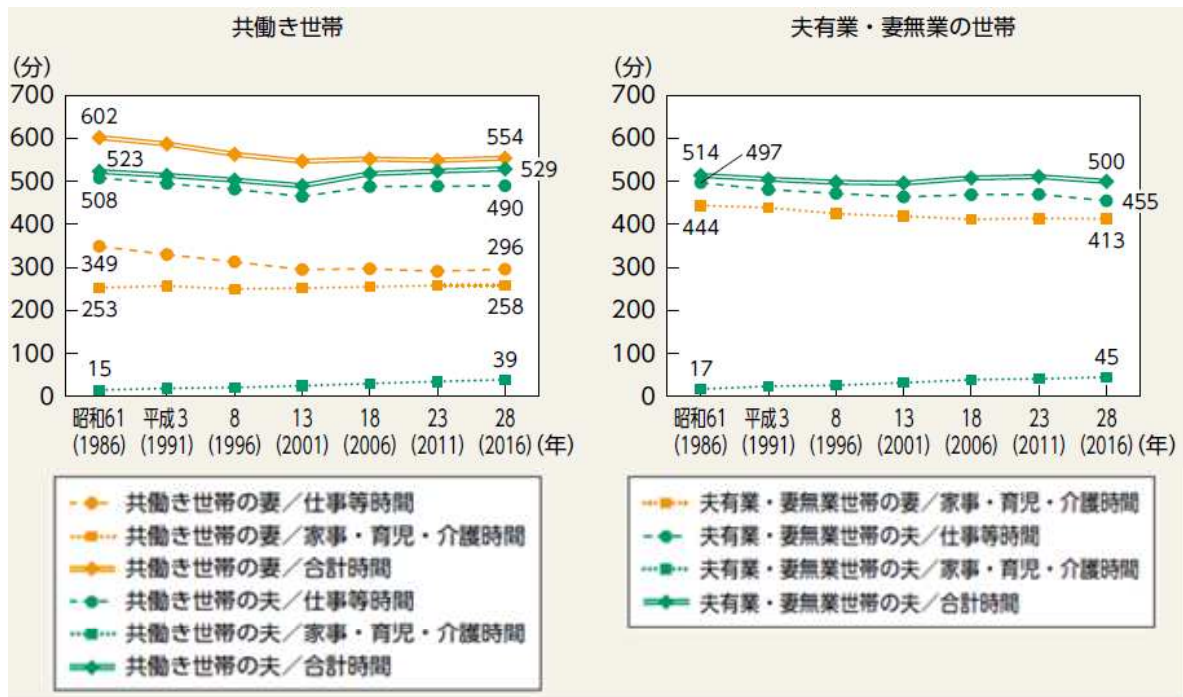
出典：内閣府 男女共同参画白書 令和2年版

※国家公務員：総務省等「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」等より作成
 地方公務員：総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成
 民間企業：「雇用均等基本調査」より作成

《夫婦の家事・育児・介護関連時間と仕事時間》

- 夫の「家事・育児・介護時間」は、妻の就業状況により差がなく、昭和61（1986）年当時の20分弱から増加して、平成28（2016）年には40分前後となっていますが、共働き世帯の妻の258分（4時間18分）と比較し、6倍以上の開きがあります。
- 妻は「家事・育児・介護」に、夫は「仕事」に多くの時間を使っている状況は変わっていません。

夫婦の家事・育児・介護時間と仕事等時間の推移



出典：内閣府 男女共同参画白書 令和2年版

※総務省「社会生活基本調査」より作成

地域活動をめぐる状況

《自治会や町内会の活動状況》

- 自治会や町内会における事象について、「ある」と回答した割合が多かったのは、「お茶入れや食事の準備などは女性がしている」、「女性は責任のある役を引き受けたがらない」等となっています。
- 自治会や町内会の活動において、固定的な性別役割分担意識の影響がうかがえます。

N=472	ある	ない	わからない・ どちらとも いえない	無回答
お茶入れや食事の準備 などは女性がしている	55.1%	17.8%	22.0%	5.1%
女性は責任のある役を 引き受けたがらない	40.9%	25.2%	27.8%	6.1%

京都市 男女共同参画に関するアンケート（令和元年度）より作成

配偶者などへの暴力をめぐる状況

＜ＤＶ相談件数＞

- 全国の配偶者暴力相談支援センターにおけるＤＶ相談件数は、５年連続で１０万件を超える高水準で推移しており、平成３０（２０１８）年度の相談件数は過去最多となっています。
- 本市でも同様の傾向があり、ＤＶセンターへの相談件数は、令和元（２０１９）年度で、５，９６２件と開所以来最多となっている。

京都市ＤＶセンターにおける相談延べ件数（件）

年度	26	27	28	29	30	令和元
電話	4,013	4,341	3,734	4,472	4,737	4,794
来所等	725	990	916	1,218	941	1,065
緊急ホットライン	102	93	82	80	110	103
合計	4,840	5,424	4,732	5,770	5,788	5,962

国際的な潮流

2015年9月の国連において、ジェンダー平等などの理念を含む国際目標SDGs※が採択されました。2030年までの目標達成に向けて、世界の全ての国・地域の政府だけでなく、地方自治体や民間企業等もその達成に向けて取り組むこととされています。

SDGsにおいては、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられており、これに沿って各国で取組が加速されています。また近年では、G7、G20、APEC、OECDといった国際会議や多国間協議において、ジェンダー平等や女性・女児のエンパワーメントが主要議題のひとつとして取り上げられています。例えば、令和元（2019）年のG20大阪サミットでは、女性のエンパワーメントを盛り込んだ「大阪首脳宣言」が採択されました。

※ 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

SDGsは、「誰ひとり取り残さない」多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現のための17の国際目標です。

SDGsでは、目標5において「ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメントを図る」、また目標8では「全ての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する」等が掲げられています。本計画の下、市民ひとりひとりが性別にかかわらず個人として尊重され、様々な分野でいきいきと活動することができる男女共同参画社会の実現を目指すことで、「SDGs」の達成に大きく寄与します。



《参考》男女共同参画に係る主な法改正

《真のワーク・ライフ・バランス関連》

「働き方改革関連一括法」(平成30(2018)年6月)

- 個々の事情に応じて多様な働き方を選択できる社会の実現に更けて、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の義務化、フレックスタイム制の拡充等
- 正規雇用と非正規雇用の間にある不合理な待遇差の是正や同一労働同一賃金など、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

《DV関連》

「配偶者暴力防止法」改正(平成31(2019)年1月)

- 昨今の児童虐待事案を踏まえた、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等の連携強化

《女性活躍推進関連》

「女性活躍推進法」改正(令和元(2019)年5月)

- 民間事業主(101人以上)についても行動計画策定・公表を義務化

「男女雇用機会均等法」改正

- 妊娠・出産した女性の就業環境が害されないよう防止措置を義務化
⇒マタニティ・ハラスメント防止の措置義務(平成29(2017)年1月)
- 事業主の責任の明確化、他事業主の雇用する労働者にも事実関係の聴取可
⇒セクシュアル・ハラスメント防止対策の強化(令和2(2020)年6月)

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立(平成30年(2018)年5月)

- 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す。

《その他》

「刑法」改正(平成29(2017)年7月)

- 性犯罪の厳罰化、被害者の性別を問わないことに変更

3 第4次京都市男女共同参画計画の評価

平成23（2011）年度から令和2（2020）年度までを計画期間とした、第4次京都市男女共同参画計画（平成27（2015）年度改定）においては、6つの基本目標を設定し、62の推進施策を掲げており、男女共同参画社会を実現するため、重点分野である「DV対策の強化」や「真のワーク・ライフ・バランスの推進」をはじめ、様々な施策を実施してきました。

<重点分野1 DV対策の強化>

平成23（2011）年10月には、京都市DV相談支援センター（以下「DVセンター」という。）を設置し、開所以来、DVセンターへの相談件数は年々増加しており、配偶者・パートナー等からの暴力の被害者に対して、初期の相談から自立支援まで、切れ目のない支援を行うとともに、啓発等の取組を推進してきました。また、平成25（2013）年度からは、男性のDV被害者及び加害者を対象とした「男性のためのDV電話相談」を「京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）」で開始するなど、相談対応の充実を図っています。DVへの理解や相談窓口の認知度は高まり、DV被害の顕在化が進み、早期に対応できるようになってきています。

<重点分野2 「真のワーク・ライフ・バランスの推進」>

平成24（2012）年3月には、「仕事」「家庭」「地域」のつながりに着目した京都発の新たな考え方を提案するとともに、市民、団体、企業への支援策をまとめた「真のワーク・ライフ・バランス推進計画」（平成28（2016）年度改定）を策定し、第4次京都市男女共同参画計画（改定版）でも「真のワーク・ライフ・バランス」の推進を重点分野として位置づけました。この推進計画等に基づき、働き方の見直しに取り組む企業の支援や安心して子育てできる環境整備、市民への啓発を進めてきました。その結果、「真のワーク・ライフ・バランス」の認知度・実現度の向上や、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業*数についても、1,867社が宣言するなど、企業における取組も進展しています。

※ ワーク・ライフ・バランスに取り組む中小企業を応援するために設けられた、京都府の制度です。

<その他の取組>

平成27（2015）年3月には、京都における女性の活躍を加速化させるため、経済団体等と行政が連携して取組を推進する「輝く女性応援京都会議」を発足させ、女性の活躍推進についてオール京都体制で取り組んでいます。

さらに、令和元（2019）年には、京都市の男女共同参画の拠点施設である「京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）」が開館25周年を迎えました。当センターは、男女共同参画に関する情報提供、女性グループ・団体等の自主的活動の場の提供、講座等の実施、調査研究等、多様な機能を発揮しており、年間約50万人の方々に御利用いただいています。

4 社会情勢の現状及び今後の課題

＜社会情勢＞

少子高齢化、人口減少が急速に進展する中で、個人、企業・組織、社会全体が発展していくためには、長時間労働を是正し、多様な働き方の容認、M字カーブの解消、女性管理職の増加、女性の活躍推進の取組、企業の活性化などにつながる取組が不可欠です。また、人生100年時代が到来し、その時々的人生ステージにおいて、全ての人々が、それぞれの希望に応じた持続可能な働き方、学び方、生き方を選択できるようになることが求められています。男性も女性も、経済的自立や自己実現のための仕事と家事・育児・介護などのケアワークに主体的に関わることが生涯にわたって自立した生活を維持することに役立ちます。

＜男女の待遇格差＞

女性の就業率は年々向上し、「M字カーブ問題」は解消されつつありますが、半数以上の女性が非正規雇用で働いています。これは、多様な働き方に応えるという面もありますが、貧困の一因になっているとも言われています。また、正規雇用であっても管理職に占める女性の割合の低さ、男女の給与格差などの不平等は依然として残っています。

＜男性や若年世代を対象とした取組＞

男女共同参画の理念は、男性にとっても重要であり、男性を対象とした取組が必要とされています。また次世代へ引き継いでいくためにも、若年世代に向けて分かりやすく打ち出していく必要があります。さらに企業のみならず、家庭や地域などの生活の場全体に広げていくことが必要です。

＜安全・安心な暮らしの実現＞

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、あらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要があります。配偶者からの暴力事案については全国的に見ても認知件数は増加傾向にあり、被害の深刻さについても認識が高まっています。被害者に対して切れ目のない支援を行うとともに、男性への支援も必要とされています。また、社会全体で暴力を防止するためには、市民への普及啓発や若年層に対する教育等により、DV根絶のための意識の醸成を図ることが重要です。また、ひとり親など困難を抱える女性に対する支援や、性的少数者の方々への理解の促進と困難の解消に向けた取組も必要です。

＜新型コロナウイルス感染症の影響＞

新型コロナウイルス感染症に伴い、平常時の固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家庭責任が女性に偏りがちであることをはじめ、飲食、観光、サービス業や、非正規雇用者に占める女性の割合が高いため女性がより職を失いやすいこと、DVや性被害、性暴力が増加することなど、諸課題が顕在化したことから、平常時からあらゆる分野に男女共同参画の視点が必要であることが再確認されました。また、女性の自殺が増加しており、経済生活問題やDV被害、育児の悩み、介護疲れなどがコロナ禍において深刻化した可能性が指摘されています。

一方では、テレワークや時差出勤など多様で柔軟な働き方が進むとともに、新たな暮らし方や価値観がもたらされる可能性もあり、これをさらなる男女共同参画の推進の契機とする必要があります。

＜施策における男女共同参画の視点の確保＞

SDGsの達成に向け、また価値観の多様化が進む中、社会経済情勢の変化にも柔軟に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会としていくためにも、分野横断的な価値として、あらゆる施策において男女共同参画の視点を確保し、反映していくことが求められています。

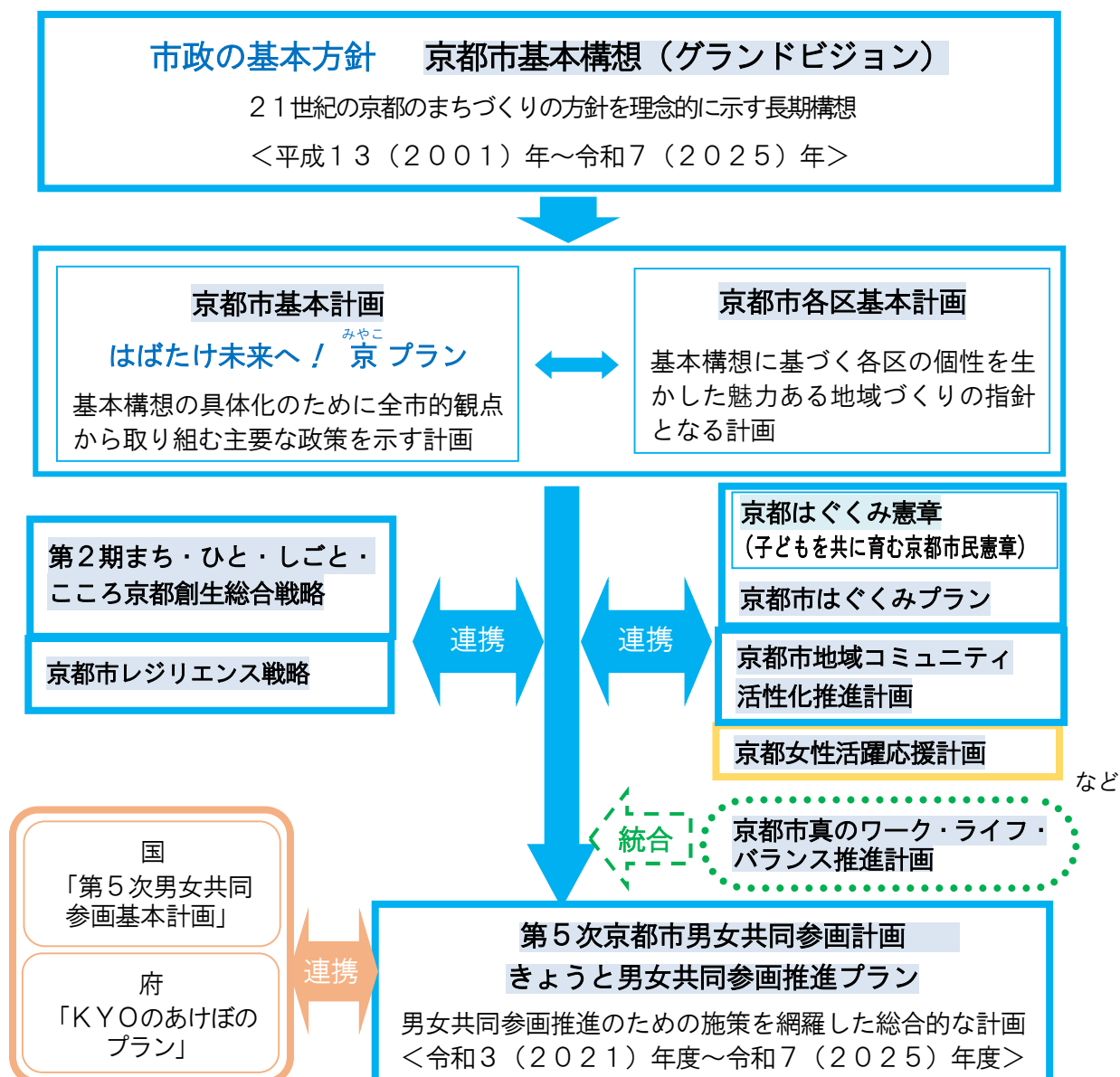
第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け及び期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、全市的な市政の基本方針である「京都市基本構想」、また基本構想の具体化のために全市的な観点から取り組む主要な施策を示す「京都市基本計画（はばたけ未来へ！京プラン）」（以下「京プラン」という。）に基づく分野別計画として、本市が男女共同参画を推進するうえでの基本的な考え方を示す計画として策定したものです。

また、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び京都市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づく男女共同参画推進のための施策を網羅した総合的な計画であり、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に規定された配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画を「京都市DV対策基本計画」として盛り込んでいます。さらに、これまで別の分野別計画として策定していた「真のワーク・ライフ・バランス推進計画」を統合※し、一層の効果的・効率的な施策を展開していきます。



※ 統合による「真のワーク・ライフ・バランス」のさらなる推進

京都市は、「仕事と家庭生活，更には社会活動を，個々の望むバランスで成立することで，人間らしい暮らしを実現する」という考え方を，「真のワーク・ライフ・バランス」として独自に提唱しています。

「京プラン」では，目指すべき京都の未来像のひとつの柱として，人間らしくいきいきと働き，家庭・地域で心豊かに生活できる「真のワーク・ライフ・バランスを実現するまち・京都」を掲げています。この「京プラン」の実効性を確保するために，第4次京都市男女共同参画計画の重点分野に位置付けるとともに，個別の分野別計画として，平成24（2012）年3月に「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し，取組を進めてきました。

その結果，本市の他の分野別計画である「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」や「京都市はぐくみプラン」などに「真のワーク・ライフ・バランス」の理念が盛り込まれるなど，政策の融合も進むとともに，各年代における認知度や実現度が着実に向上しています。

国際的には，「SDGs」の目標の一つとして，ディーセントワークの推進が定義され，国においては，働き方改革関連法等により多様で柔軟な働き方ができる環境整備に向けた取組が進みつつあります。また，社会経済情勢の変容や新型コロナウイルス感染症に伴う働き方や暮らし方など社会の仕組みや価値観の変化等に対応することが求められています。このような状況の中，「真のワーク・ライフ・バランス」を更に推進するためには，性別による固定的な役割分担意識や不利益な取扱いの解消をはじめ，「男女共同参画」の視点を常に確保しながら，「仕事」，「家庭」，「地域」に関わる「男女プラン」の施策と一体的に進め，市民にわかりやすく，効果的に展開していくことが必要なため，「推進計画」を「男女プラン」に統合します。

（2）計画の期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

「真のワーク・ライフ・バランス」とは？



「ワーク・ライフ・バランス」という言葉は、「仕事か生活かどちらかの時間を増やし、どちらかの時間を削る」という「時間のバランス」のイメージでとらえられがちです。しかし、人々の生き方や働き方が多様化した現在、あらゆる世代のあらゆる人々が心豊かに生活するための新しい視点が求められているのではないのでしょうか。そこで、京都市では、仕事と家庭生活の調和だけでなく、地域活動や社会貢献活動等に積極的に参加することによって、誰もが生きがいと充実感を持って、心豊かな人生を送ることができるという考え方を「真のワーク・ライフ・バランス」として提唱しました。私たちは、「ライフ」＝「人生」の中で、仕事、家庭、地域や社会、そして趣味や交友等の自分自身の生活において、様々な「つながり」に囲まれています。「真のワーク・ライフ・バランス」は、これらの「つながり」の中で求められる役割や責任を踏まえて、ライフスタイルやライフステージに合わせて多様な選択肢の中から「生き方」、「働き方」を自ら選びマネジメントすることにより、単なる「時間のバランス」だけではなく、生きがいのある充実した人生を送ることができるという、京都市独自の考え方です。

近年多発している大規模災害や新型コロナウイルス感染症の流行等において、お互いを思いやり、支え合う「人のつながり」は、大きな役割を果たすことが再認識されています。「真のワーク・ライフ・バランス」を推進することで、家族のきずなを深め、地域コミュニティを活性化して、誰もが安心して心豊かに暮らせるまちづくりを目指すことができます。

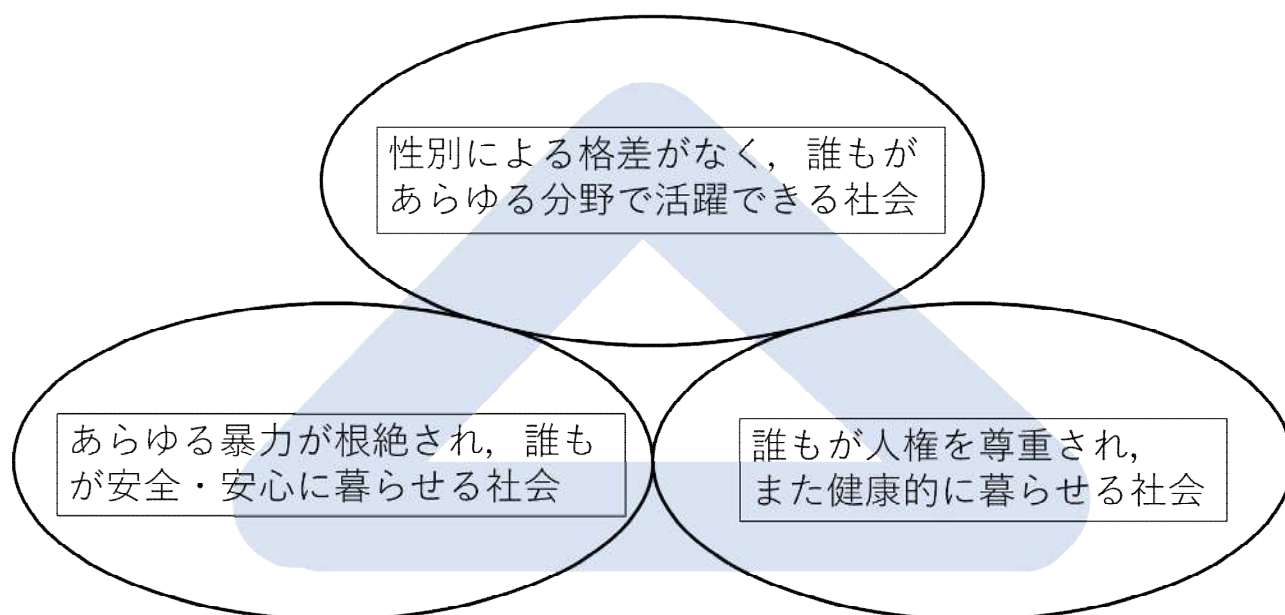
また、「真のワーク・ライフ・バランス」の推進は、企業にとっても「明日への投資」として積極的に取り組む価値があります。多様な働き方が選択できる働き方改革や環境整備を行うことにより、働く人の意欲と能力を引き出して生産性を高めるとともに、様々な人材確保が可能となります。また、特に地域に根差す中小企業においては、事業活動の多くで立地する地域とつながっており、経営者や従業員は、その地域に居住する生活者でもあります。こうした企業や従業員が積極的に地域に貢献し、その地域が活性化することで、企業の事業基盤の強化や企業価値の向上に加え、経営者や従業員の生活の質の向上を図ることができます。

京都には、「真のワーク・ライフ・バランス」を推進するうえで、京都ならではの多様な「素材」＝「強み」があります。京都は、伝統、文化、趣あるまち並みや自然景観などを守り育てながら、「門掃き」や「打ち水」といった生活習慣、暮らしに根付いた華道や茶道などの文化芸術、お互いを支え合う地域力などを通して、人との「つながり」を大切にする精神を培ってきました。京都のまちがもつこれらの強みを生かしながら、市民ひとりひとりが自分を取り巻く様々な「つながり」を再構築して心豊かに充実した人生を送ることができるのです。

3 目指すべき男女共同参画社会

計画では、人口減少社会や人生100年時代の到来を見据え、働き方・暮らし方の変革等に対応し、市民ひとりひとりが、性別にかかわらず個人として尊重され、様々な分野でいきいきと活動することができる社会の実現に向けて、本市が目指すべき男女共同参画社会像を以下のとおり設定します。この社会像は、国連が定めたSDGsの理念である「誰ひとり取り残さない」社会、またあらゆる危機を乗り越えて将来にわたって人々がいきいきと暮らせる「レジリエンス※」の高い持続可能な社会の実現にもつながります。

※ レジリエンス：さまざまな危機からの回復力、復元力、強靱性（しなやかな強さ）を指します。



《性別による格差がなく、誰もがあらゆる分野で活躍できる社会》

性別による格差をなくし、誰もが自らの意思に基づきあらゆる分野において、個性と能力を発揮でき、様々な「つながり」の中で、ライフスタイルやライフステージに合わせて、生きがいとゆとりのある充実した暮らしが実現した社会

《あらゆる暴力が根絶され、誰もが安全・安心に暮らせる社会》

あらゆる暴力の根絶と困難な状況に置かれている方へのきめ細かな支援等により、誰もが取り残されることなく、安全・安心に暮らせる社会

《誰もが人権を尊重され、また健康的に暮らせる社会》

男女共同参画の理念が広がり、誰もが個人として尊重され、また性に関する相互理解が進み、心と体を健康にして暮らせる社会

4 重点的に取り組む事項

社会経済情勢等の変化，市民の意識や日常生活の状況，第4次京都市男女共同参画計画での課題を踏まえ，「『真のワーク・ライフ・バランス』の推進」，「DV対策の強化」を計画の重点分野として取り組みます。

重点分野1 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進

少子高齢化の進行等による生産人口の減少や人生100年時代が到来する中，持続可能な社会の実現のためには，ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）が実現され，長い現役世代を前提として，ライフステージに応じた，多様で柔軟な働き方が選択できる社会の構築が求められています。

新型コロナウイルスの影響に伴い，テレワークをはじめとしたオンラインの活用により，場所の制約を受けない柔軟な働き方が普及することで，時間を有効活用でき，仕事以外の時間にゆとりができるなど，暮らし方に新たな可能性がもたらされています。

このような状況の中，市民ひとりひとりが仕事と生活を調和し，地域社会とつながりを持ち，多様な活動に参加するとともに，余暇を楽しみ，健康に暮らせることで，生きがいのある心豊かな人生を送ることを目指す「真のワーク・ライフ・バランス」の取組が一層重要となっており，更なる推進の契機とする必要があることから，本計画の重点分野として取り組みます。

重点分野２ DV対策の強化

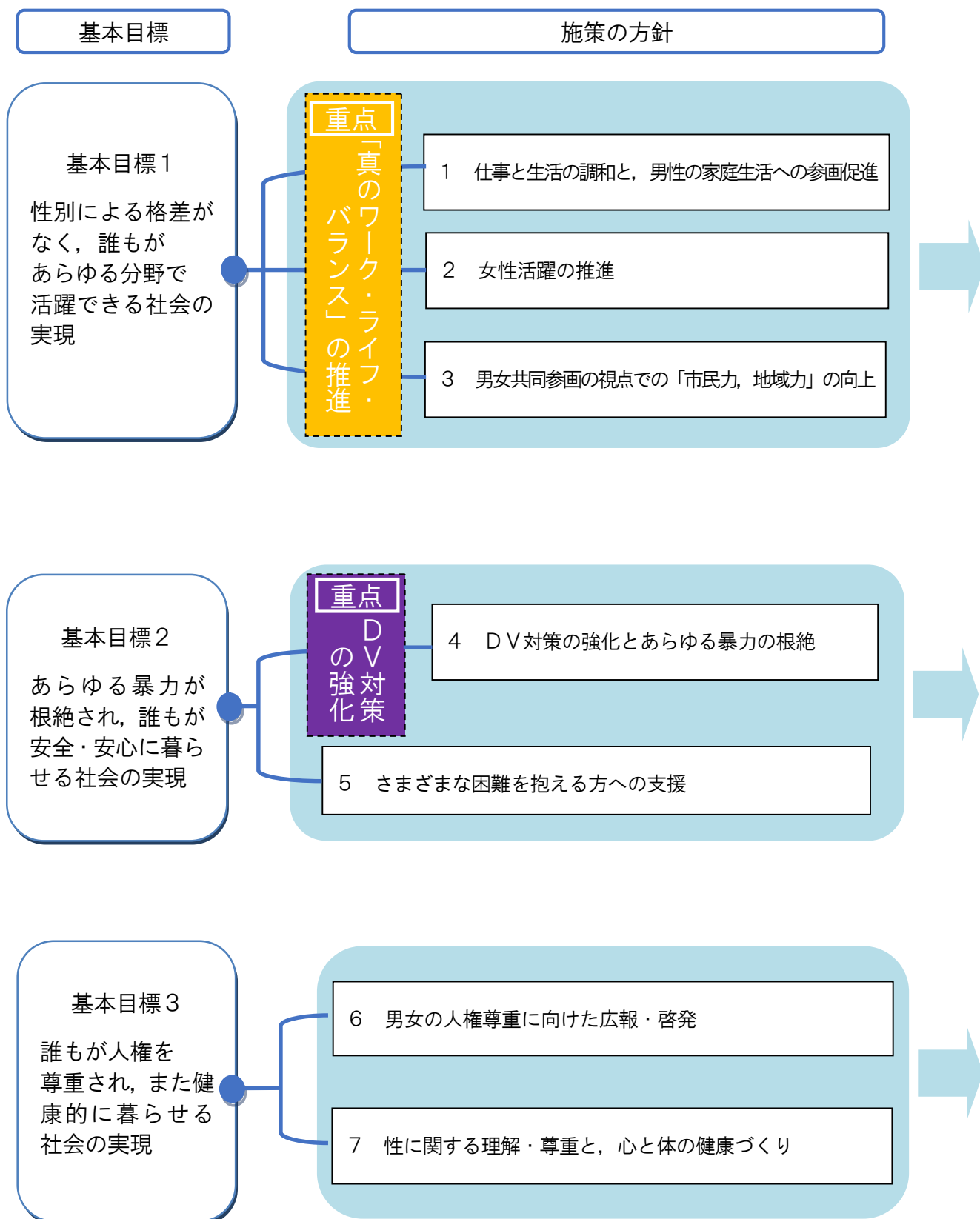
DVは重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで、克服しなければならない重要な課題です。昨今社会問題となっている児童虐待は、家庭内で様々な暴力が重なり合って発生する可能性が高いことも認識されてきました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、加害者・被害者ともに生活不安やストレス等を抱えることに加え、加害者が家にいる時間が増えたために、被害に遭っても通報や避難ができないおそれもあり、被害の増加や深刻化が懸念されています。

このような状況の中、切れ目のない一体的な支援体制を構築するためにも、DV対策をより一層総合的、計画的に進めていく必要があることから、本計画の重点分野として取り組みます。本計画では、基本目標２－４「DV対策の強化とあらゆる暴力の根絶」のDV関係部分を「京都市DV対策基本計画」と位置付けます。

第3章 計画の内容

1 計画の体系



推 進 施 策

- ① 多様で柔軟な働き方の促進や仕事と家庭生活等の両立支援
- ② 男女が共に安心して子育てできる環境の整備
- ③ 介護者の負担軽減につながる介護サービスの実施
- ④ 男性にとっての男女共同参画の意義の理解及び実践の促進
- ⑤ 企業における男性の家庭への参画促進に向けた環境整備

- ① オール京都での女性活躍推進 京都女性活躍応援計画
- ② あらゆる分野における女性活躍の推進
- ③ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保
- ④ 京都市役所における男女共同参画に向けた条件づくり
- ⑤ 意思決定の場に男女が共に参画できる条件整備
- ⑥ 京都市の附属機関等における男女構成比の均衡の確保

- ① 男女の協力による地域コミュニティの活性化の推進
- ② 地域活動や市民活動等への参加促進と活動支援
- ③ 男女共同参画の実現を目指した市民活動への支援
- ④ 防災・復興における男女共同参画の推進
- ⑤ リカレント教育等生涯学び続けることができる機会の提供

1. 京都市DV対策基本計画

- ア 被害者の早期発見及び相談体制の充実
- イ 関係機関との連携協力の推進
- ウ 被害者の保護及び自立支援の充実
- エ 市民への普及啓発

2. セクシュアル・ハラスメントやストーカー、性暴力等の根絶

- ① セクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメント防止対策の推進
- ② 性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組

- ① 高齢者、障害者、外国籍市民等に対する支援の充実
- ② ひとり親家庭の生活の安定と自立促進
- ③ 性の多様性や性的少数者に関する理解の促進

- ① 男女共同参画意識の醸成に向けた啓発
- ② 男女共同参画に関する調査・研究の推進
- ③ 京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」を拠点とした啓発
- ④ 家庭や地域が一体となった教育の推進
- ⑤ 男女の様々な悩みを解決するための相談

- ① 性に関する情報提供・相談
- ② 人権尊重の精神に基づく性教育の推進
- ③ 男女それぞれに特有な病気の予防対策
- ④ ライフステージに応じた男女の心身の健康の保持・増進
- ⑤ 妊娠・出産期における女性の健康管理の支援
- ⑥ 乳幼児のすこやかな発育・発達の支援

基本目標 1

性別による格差がなく、誰もがあらゆる分野で活躍できる社会の実現

職場、地域、防災・消防等のあらゆる分野において、性別にとらわれることなく、自らの意思に基づき、個性と能力が発揮できる社会の実現に取り組みます。また就業の形態やニーズが多様化する中で、仕事、家庭生活、地域生活など、自らを取り巻く様々な「つながり」の中で、ライフスタイルやライフステージに合わせて、多様な選択肢の中から「生き方」、「働き方」を選ぶことで、単なる生活時間の「バランス」だけではなく、生きがいをもって生活できる「真のワーク・ライフ・バランス」の実現を目指します。

【目標数値】

- 本市職員における管理職員に占める女性職員の割合 新規

	平成 27 年 4 月	令和 2 年 4 月	令和 6 年度
目標数値	16.5%	18.9%	25%

- 本市職員における男性職員の育児休業取得率※ 新規

	平成 26 年度	令和元年度	令和 6 年度
目標数値	4.1%	25.3%	30%

※ 国と同様、原則として1箇月以上の育児休業の取得についても促進します。

- 本市附属機関等のうち、男女いずれの委員の登用率も35%以上である附属機関等の割合 目標値引上

	平成 26 年度	令和元年度	令和 6 年度
目標数値	56.7%	67.4%	70.0%

- ◆ これらの指標については、京都市役所が率先垂範し、効果的な取組を参考事例として民間企業にも共有できるよう検討します。

【参考数値】

取組の進展を示す参考指標とします。

- 民間企業における役職者の女性比率（京都府内の労働者30～300人の企業）※

	平成 27 年度	平成 30 年度
参考数値	係長相当職 19.3%	係長相当職 23.3%
	課長相当職 10.7%	課長相当職 14.2%

※ 経済団体と行政が連携した「輝く女性応援京都会議」において、京都における女性の活躍を推進するために策定された「京都女性活躍応援計画」の参考指標です。

- 民間企業における男性の育児休業取得率（京都府）※

	平成 21 年度	平成 29 年度
参考数値	1.28%	3.0%

※ 平成 21 年度：京都府仕事と家庭の両立支援状況調査、平成 29 年度：京都府女性活躍実態調査より

- 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度の宣言企業数

	平成26年度	令和元年度
参考数値	1, 408社	1, 867社

- 保育所の待機児童数

	平成27年4月	令和元年4月
参考数値	0人	0人

施策の方針1 仕事と生活の調和と、男性の家庭生活への参画促進

長時間労働の解消や柔軟な休暇の取得等、また、多様な働き方が柔軟に選択可能な「働き方改革」や、男女の性別役割分担意識の改革を進めることで、仕事と生活の調和を推進します。

また、男性が家事・育児・介護等に主体的に参画できるよう、意識の醸成に取り組むとともに、きっかけづくりや具体的な機会を提供することで、家庭における活躍を推進します。

【現状と課題】

- 少子高齢化・人口減少が本格化する中で、個人、企業・組織、そして社会全体が持続的に発展していくためには、長時間労働を前提とした働き方を見直し、男女が共に仕事や家庭生活、地域社会などにおいて、生きがいと充実感を得て人生を送ることができる「真のワーク・ライフ・バランス」を実現することが必要です。
- 加えて、男女ともに平均寿命は年々上昇し「人生100年時代」の到来と言われており、それぞれの希望やライフステージに応じた、多様な働き方・生き方・学び方を選べるようになることが求められています。経済的自立や自己実現のための仕事（ワーク）と、家事・育児・介護といったケアワークに主体的に関わることが、生涯にわたって自立した生活を送るために必要となってきます。
- 「男は仕事、女は家事・育児」という固定的な性別役割分担意識は若干弱まりつつあるものの、実際の家庭では夫が仕事、妻が家事・育児・介護に多くの時間を使っており、稼ぎ主としての責任は依然として多くを男性が担っています。
- 男性の家庭への参画は、女性活躍のさらなる推進のためにも必要不可欠です。一方で、男性が家庭において活躍するためには、長時間労働の解消等「働き方改革」の推進や、男女の均等な待遇の確保を進めていくことが大切です。
- 男性が育休を取得することについて、本人にとっての重要性とともに、組織にとっても、多様な人材をいかすマネジメント力の向上や、子育てに理解ある職場づくり等の観点から重要であることを、市民や企業等に周知する必要があります。

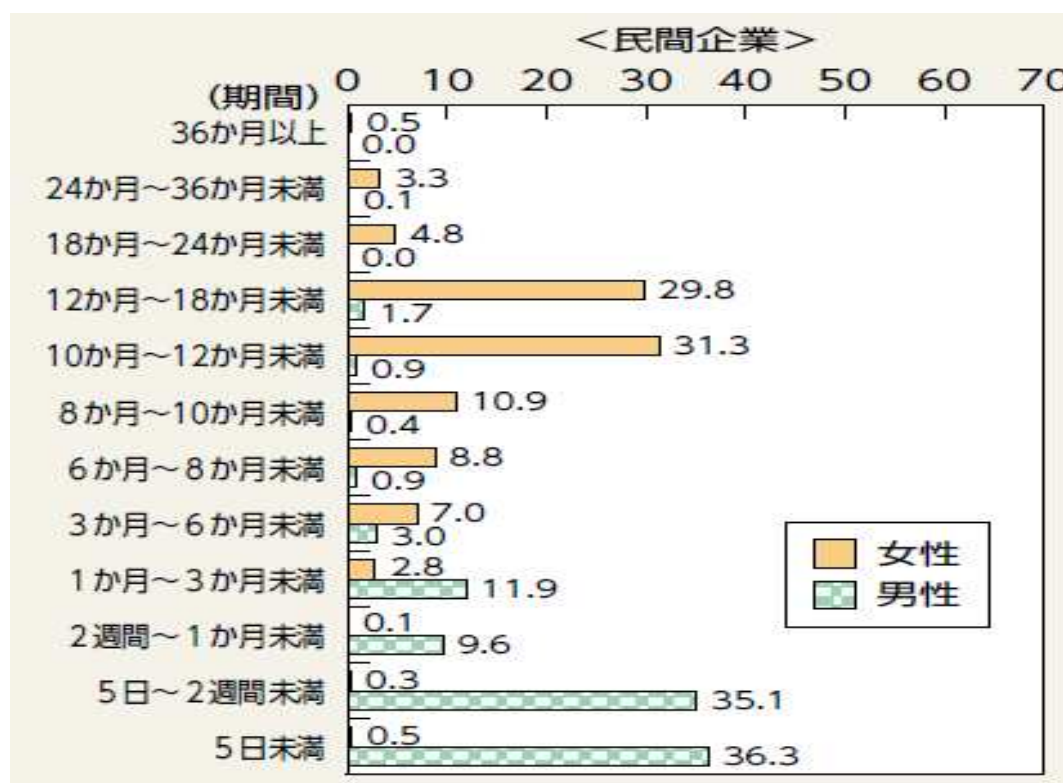
- また、男女が協力して家事・育児・介護等を行うことの重要性について、若い頃からの教育・啓発を通じて意識形成を図るとともに、家事等の知識や技術を身につけられるよう取り組むことが重要です。
- このような状況の中、「働き方改革関連法」や「育児・介護休業法」をはじめとする関連法が施行され、長時間労働の是正や雇用形態による待遇差の解消などの取組が全国的に進んできており、国、京都府、経済団体等と連携して推進していくことが必要です。あわせて、多様で柔軟な働き方の実現に向け、とりわけ中小企業における働き方改革の主体的な取組を支援します。
- また、新型コロナウイルス感染症によって社会に深刻な影響が生じている一方で、テレワークをはじめとしたオンラインの活用、時差出勤などが急速に普及しつつあり、柔軟な働き方が浸透するきっかけとなる新たな可能性ももたらされています。一方で、テレワークは、仕事とプライベートとの切り替えが難しく、働きすぎてしまうおそれや、職種や業種等によっては困難な場合もあることにも留意する必要があります。

推 進 施 策
(1) 多様で柔軟な働き方の促進や仕事と家庭生活等の両立支援 男女が共に子育て・介護等をしながら働き続けることができるよう、長時間労働の解消等の働き方改革の推進、テレワークをはじめとしたオンラインの活用などによる働く人のニーズやライフスタイルに合わせた多様な働き方の推進、仕事と家庭の両立支援、男女が共に働きやすい職場づくりに向けた取組などを企業等の管理職や経営者に働きかけるとともに、取組を推進している企業の支援を行います。 現プラン2-2 (1), (3)
(2) 男女が共に安心して子育てできる環境の整備 保育所等の待機児童ゼロを継続するための取組を引き続き進めるとともに、幼稚園における預かり保育の充実等、就労形態や子どもの状況などに応じたきめ細かな保育サービスを提供します。また、学童クラブ事業や放課後ほっと広場、地域学童クラブ事業については、更なる実施場所の確保等の対策を推進し、子育てをしながら働き続けられる条件整備を進めます。 地域においては、身近な地域レベルから全市レベルまで、重層的な子育て支援ネットワークを構築し、身近な地域における子育て相談への対応や子育て家庭が気軽に集い交流できる場の提供など、子育てをする親の不安や悩みを解消し、子どもがいる生活に充実感を感じることもできる取組を推進します。 現プラン2-2 (2), 3-1 (2), (3)

(3) 介護者の負担軽減につながる介護サービスの実施 高齢者が安心して暮らせるよう、地域的なバランスを考慮した介護関連施設の整備と介護サービスの質的向上を図るとともに、一人暮らしの高齢の方や家庭で介護を行う家族に対する支援を行います。また、男女それぞれのニーズに応じて高齢の方の生活や介護に関する専門相談に応じるとともに、介護技術の助言、指導等を行います。 現プラン3-1(5)
(4) 男性にとっての男女共同参画の意義の理解及び実践の促進 男性を対象とした男女共同参画の講座や、家事・育児への男性の参加を促進するための講座の開催等といったきっかけづくりを通じて、男性の家庭生活等における活躍を推進します。 現プラン3-1(1)
(5) 企業における男性の家庭への参画促進に向けた環境整備 長時間労働の解消等の働き方改革の推進や、男性の育児休業の推進などの仕事と家庭の両立支援等に向けた取組を企業等の管理職や経営者に働きかけるとともに、取組を推進している企業の支援を行います。

◆育児休業取得期間別割合

女性は、1年弱以上が大多数であるのに対して、男性で同等の期間を取得する人はまれであり、女性と比べて圧倒的に短期間となっています。



出典：内閣府「令和2年度男女共同参画白書」

※厚生労働省「雇用均等基本調査」（平成30年度）より作成

コラム

(例)「家事へどのように関わるか(家事の減量)」について

コラム

(例)「男性稼ぎ主社会の見直し」について

施策の方針2 女性活躍の推進

平成27（2015）年3月に発足した「輝く女性応援京都会議」においてオール京都体制で女性活躍の推進に取り組んでおり、引き続き、女性活躍推進法の一部改正等を踏まえながら、女性活躍に向けた人材発掘や能力開発等を推進します。

また、行政自らが率先して取り組むべく、女性のキャリア形成支援や管理職への登用、男性の育児休業取得率の向上などを中心に、京都市役所の取組を加速します。市政運営においても、審議会などの附属機関等において、引き続き男女が共に参画できるよう取り組みます。

【現状と課題】

- 女性の就業率は年々向上し、「M字カーブ問題」は解消されつつあります。一方で非正規雇用労働者の割合は、男性28.5%、女性60.7%と、半数以上の女性が非正規雇用で働いています。これは、多様な働き方に応えるという面もありますが、男女間の待遇差や、女性の貧困の一因になっているとも言われています。非正規雇用労働者の待遇改善や正規雇用労働者への転換に向けて、能力開発やキャリア形成支援などの取組が必要とされています。
- また、多様な年代の女性の社会参画を推進するためには、大学、男女共同参画センター、企業等との連携により、出産・育児・介護等でいったん離職した女性や、職場のリーダー等を目指す女性のために、リカレント教育等の学び直しを通じたキャリア形成支援が重要です。
- 企業における女性管理職の比率は上昇しているものの、依然として男性よりも低くなっています。女性の育成・登用をさらに進めるよう企業に働きかけるとともに、京都市役所においても民間企業の模範となるよう積極的に推進していく必要があります。
- 企業に限らず、農林水産業や研究職・技術職などにおける女性活躍は、担い手の確保やダイバーシティの推進、多様な視点によるイノベーションの促進につながります。これらの分野においても女性が活躍できるような環境整備をしていく必要があります。
- また、社会の様々な分野における意思決定の場に男女が共に参画し、多様な意見や新しい発想を政策や方針に反映させることは、多様性に富んだ持続可能な経済社会を実現するうえで重要なことです。しかしながら、我が国における意思決定の場に参画する女性の割合は、諸外国と比べて遅れた状況になっています。積極的に企業等に理解を深めるために働きかけ、女性が参画できる機会を確保することが重要です。
- 国においては、令和元（2019）年5月、女性の活躍状況の把握や課題分析、行動計画の策定などを定めた「女性活躍推進法」が一部改正され、対象企業の中小企業への拡大や情報公表の強化、セクシュアルハラスメント対策の強化などが盛り込まれました。

- 京都においては、平成27（2015）年3月、京都における女性活躍を加速させるため、経済団体等と行政が連携して取組を推進する「輝く女性応援京都会議」を発足し、オール京都体制で女性活躍を推進しています。
- また、京都市役所においては、民間企業等の模範となるよう、男女が働きやすい職場づくりを積極的に推進するだけでなく、あらゆる分野に男女共同参画の視点が生かされるよう、庁内はもちろんのこと関係団体等と有機的に連携し、男女共同参画社会の実現に取り組むことが求められています。多様な人材を活かすダイバーシティ・マネジメントを進めることにより、市民ニーズのきめ細かな把握や、新しい発想による対応を可能とすることで、政策の質と行政サービスの向上を図り、持続可能な発展に貢献する行政組織を構築することが重要です。

推 進 施 策	
(1) オール京都での女性活躍推進	京都女性活躍応援計画 経済団体と行政が連携した「輝く女性応援京都会議」で採択した「行動宣言」に基づき、積極的な人材発掘・能力開発・管理職への登用の推進、「働き方改革」の推進による環境づくり、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援、起業・創業を推進するなど、女性の活躍推進にオール京都で取り組みます。 現プラン2－3（1），（3），
(2) あらゆる分野における女性活躍の推進	農林水産業や研究職・技術職、建設業など、あらゆる分野における女性活躍推進のため、女性が各分野を目指すためのきっかけづくりや社会全体の意識の醸成、環境整備などに取り組みます。 現プラン2－1（3）
(3) 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	事実上の男女別雇用管理、募集・採用における性別による不利な取扱い、性別によって固定化された職域等の是正に向けて、啓発情報誌などによる広報や企業等を対象とした研修を充実するなど、企業等における男女雇用機会均等対策を促進します。 現プラン2－1（1），（2），（4） 現プラン2－3（2），（4）
(4) 京都市役所における男女共同参画に向けた条件づくり	「京都市職員力・組織力向上プラン」及び「仕事と子育ていきいき活躍プラン」に基づき、女性職員の育成と積極的登用、職員の能力発揮の機会の拡充、市役所全体の「真のワーク・ライフ・バランス」の実現に取り組めます。 現プラン5－4（1），（2）

(5) 意思決定の場に男女が共に参画できる条件整備

企業等に対し、ポジティブ・アクションの普及をはじめ、組織の意思決定の場に男女が共に参画できる条件整備を働きかけます。また、市政運営においても、男女が共に参画できるよう、市民意見の募集、附属機関等への市民参加を進めるとともに、会議の公開や審議内容等の公表を推進します。

現プラン5－1（1）

(6) 京都市の附属機関等における男女構成比の均衡の確保 **充実**

京都市が設置する附属機関等について、女性委員の登用状況の実情を把握するとともに、委員公募制の活用などによる運営方法の見直しや委員推薦団体への協力要請等を行うことにより、女性委員のいない附属機関等数「ゼロ」を維持し、男女いずれの委員の割合も35%以上である附属機関等の割合が70%以上となるよう委員構成を確保します。

現プラン5－1（2）

施策の方針3 男女共同参画の視点での「市民力、地域力」の向上

多様な人材の活躍による地域の活性化に向けて、自治会などの地域団体とも連携し、地域コミュニティ活動における男女共同参画の促進を図ります。

地域防災については、女性の視点に立った防災対策を進めるために、より多くの女性が担い手として活躍できるよう、取組を進めます。

【現状と課題】

- 東日本大震災や熊本地震等の大規模災害の発生、新型コロナウイルス感染症の拡大などをきっかけとして、家族の絆の大切さや、お互いを思いやり、支え合う地域コミュニティの重要性など、「人とのつながり」の大切さが再認識されています。しかし、近年では、居住形態や生活様式の変化に伴い、自治会、町内会などに加入する住民の割合が低下し、地域活動に参加する住民が減少したことにより、住民相互のつながりが希薄になり、子育てや高齢者の生活の支援、災害時の被害の軽減その他の地域社会において生活するうえで重要な課題を解決するために必要な地域コミュニティの活力が低下することが危惧されています。
- 地域においては、自治会、町内会、子ども会、PTAなどの活動を実質的に女性が支えている場合が多く、組織の長には男性が就くといった実態があるなど、旧来の慣習やしきたりにより特定の性や年齢層で担われている場合が見られます。また、高度経済成長を支えてきた団塊の世代を中心として、仕事に邁進してきた男性は退職後、地域活動になかなか参加できない傾向があります。
- 地域は家庭と共に市民にとって最も身近な暮らしの場であり、少子高齢化や人間関係の希薄化、単独世帯の増加等、社会状況が変化する中、男女が共に担わないと立ち行かない状況となってきました。あらゆる世代の男女が、互いの人権を尊重しながら、共に地域活動に参加することが、最も身近な男女共同参画につながることも、誰もが地域活動に参加しやすい環境を整備していくことが重要です。
- 地域の多様化する課題・ニーズに対応していくためには、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の確保が必要です。そうした観点から、地域活動の担い手が、性別や年齢等で多様であること、また、性別や年齢等により役割が固定されることがないことが重要です。
- 様々な自然災害が起こる中で、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、災害に強い社会の実現に必要です。平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、女性が主体的な担い手であることを認識し、男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める必要があります。また「地域防災」は、男女が協働し、意思決定することの意義が見えやすい分野であり、地域における男女共同参画を推進するに当たっての、効果的な導入点になり得ます。

推 進 施 策

(1) 男女の協力による地域コミュニティの活性化の推進

住民相互の連帯意識を醸成し、男女の協力による地域コミュニティの活性化を図るため、旧来の慣習やしきたりによる固定的な性別役割分担の見直しを進めるとともに、生活安全、環境、防災など様々な地域活動への男女の参加を促進します。

現プラン5-2 (1)

(2) 地域活動や市民活動等への参加促進と活動支援

地域活動や、NPO等の市民活動に関する情報の提供、ボランティア活動の普及等を行い、様々な地域活動や市民活動等への市民の参加を促進するなど、京都ならではの地域力を活かしたまちづくりを推進します。

また、市民の社会への関心と参加意識を高めることができるよう、様々な学習機会を設けるとともに、社会参加や社会貢献に活用できる能力の向上を支援します。

現プラン5-2 (2), (3), 5-3 (5)

(3) 男女共同参画の実現を目指した市民活動への支援

市民活動に必要な情報提供、相互の幅広いネットワークづくりなど、活動する団体やグループ等への支援を行い、男女共同参画の実現を目指した市民活動の活性化を図ります。

現プラン5-3 (4)

(4) 防災・復興における男女共同参画の推進

防災・復興の全ての過程において、男女共同参画の視点が反映されるよう、防災会議をはじめとした会議や消防団等の組織等において女性の参画を拡大するとともに、避難所の運営に当たっては、「避難所運営マニュアル」に基づいた取組を推進します。

現プラン5-1 (3)

(5) リカレント教育等学び続けることができる機会の提供

「人生100年時代」を迎え、生涯にわたり豊かな人生をもたらすよう、それぞれのライフステージに応じて学び直し、活躍し続ける事が重要になってきます。男女ともに学び続ける機会、学びを社会に還元できる機会をつくります。

基本目標2 あらゆる暴力が根絶され、誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力やセクシュアル・ハラスメント等の暴力を許さない社会、また高齢・障害・ひとり親や性的指向・性自認に関すること等で、困難な状況に置かれている方へのきめ細かな支援等により、安全・安心して暮らせる社会づくりに取り組みます。

【目標数値】

○ DVの相談窓口の認知度 新規

	—	令和元年度	令和6年度
数値目標	—	63.3%	70%

※ アンケートにて「知っているものはない」と回答した人以外の割合

○ DVセンターの「課題解決」の割合 新規

	平成26年度	令和元年度	令和6年度
数値目標	66.8%	61.7%	70%

※ 「課題解決」の内容：関係整理，施設入所，保護避難，制度利用，生活安定，機関支援，他支援有

施策の方針4 DV対策の強化とあらゆる暴力の根絶

男女間等における、DVやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、性暴力等あらゆる暴力の未然防止・根絶に向けて、社会的理解の促進、被害者等の支援のため、若年層向けの啓発・教育や相談窓口の充実、児童虐待等関係機関と連携した対応の強化を図ります。

さらに、緊急避難場所の確保、DV被害者やその子どもへの支援等の安全確保、避難先における生活や自立に向けた支援などの取組を進めます。

(1) 京都市DV対策基本計画

ア 被害者の早期発見及び相談体制の充実

【現状と課題】

- DVは、配偶者や恋人など親密な関係の中で起こる暴力（身体的又は精神的暴力等）のことで、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。全国的に配偶者からの暴力事案の認知件数はここ数年高水準で推移しており、普及啓発活動などにより、被害の顕在化が進んできています。また、DV被害のため婚姻関係や交際関係を解消しても、つきまとい等の行為が続きストーカー事件に発展することも増えています。
- 被害者が自ら相談するためには、DVの専門相談窓口を知り、被害の早期の段階で相談することが重要です。被害者は加害者からの報復への恐怖、当事者同士の複雑な関係など様々な理由から、支援を求めることをためらうことがありますが、被害の深刻化を防ぐためには、被害者を早期に発見し、警察への通報や各種相談機関への相談を促す必要があります。
- 平成23（2011）年10月の京都市DV相談支援センター開所以降、京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）や京都府家庭支援総合センター等の関係機関と連携し、初期の相談から自立生活促進に向けた支援まで、切れ目のない被害者支援に取り組み、相談機関としての相談技能を蓄積し、相談者に寄り添った支援に努めています。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第6条第2項において、医師その他の医療関係者は、日常業務を行う中で、被害者を発見した場合には配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができるとされており、積極的な役割が期待されます。同様に教職員、保育士、救急隊員についても被害者の早期発見の重要な役割を担っており、そのことを十分認識されるよう働きかける必要があります。
- 加害者は本人の加害行為に気づきにくく、被害者よりも加害を過小評価することがあります。今後は、加害者更生に関する支援の在り方を具体的に検討していくことが必要です。また、平成25（2013）年度から、京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）において、男性カウンセラーによる「男性のためのDV電話相談」を

実施していますが、相談件数は少ないものの潜在的なニーズを探りながら、相談支援の手法を含めて工夫していくことが必要です。

- 区役所・支所等の職員は職務上被害者と接する機会が多いため、DVの特性に関する理解、被害者の個人情報の保護への配慮などについて研修を行い、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮する必要があります。
- 被害者相談や支援に関する被害者からの苦情に対しては、迅速かつ適正に対応し、処理することが必要です。

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク（内閣府）



このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

推 進 施 策	
(1)	京都市DV相談支援センターの相談支援体制の充実 京都市のDV対策の中核的施設として、関係機関と連携の下、初期の相談から自立支援まで、継続した被害者支援に取り組みます。 現DVプラン イ (1)
(2)	被害者の早期発見とニーズに沿った支援の実施 被害者が最初に相談する可能性が高い病院や学校、福祉事務所、保健センター等に被害者支援の情報を提供し、被害者の早期発見を図ります。さらに、「女性への暴力専門相談」を行う京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」との連携を図り、被害者のニーズに沿った支援に迅速につなげます。
(3)	男性被害者への支援の手法を検討 現状の男性被害者への相談支援の体制や手法を再検討し、潜在している被害者の実情やニーズを探りながら、支援の手法を検討します。
(4)	加害者更生に関する支援の在り方を検討 京都府及び他都市の取組を研究し、今後の加害者更生に関する支援の在り方を検討します。
(5)	区役所・支所等の職員を対象とした二次的被害を防ぐための研修の実施 被害者の早期発見及び二次的被害を防ぐことを目的として、被害者と接する機会の多い職員への研修を実施するとともに、市民窓口課等においてDV対応マニュアルを活用した円滑な対応に取り組みます。 現DVプラン イ (3)

イ 関係機関との連携協力の推進

【現状と課題】

- 被害者は心身の回復、生活の再建に当たり様々な困難を抱えることになり、その支援のために、あらゆる場面で、京都市DV相談支援センター、京都府家庭支援総合センター、警察、裁判所、民間支援団体など様々な関係機関と密接な連携を図っています。
- 平成23（2011）年3月に設置した「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」では関係機関が果たすべき役割を明確にし、課題の迅速かつ適切な解決に向けた総合的な支援に取り組んでいます。
- 昨今社会問題となっている児童虐待事案において、家庭内で様々な暴力が重なり合って発生する可能性が高いことが認識されてきました。令和元（2019）年6月には、児童虐待防止法、DV防止法等が改正され、配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談所と児童相談所との連携強化等が盛り込まれ（令和2（2020）年4月1日施行）、これまで以上に関係機関との連携が求められています。

推 進 施 策	
(1) 個別ケースにおける児童虐待関係機関及びその他関係機関との情報共有	児童相談所等との体系的な情報共有を実施し、家庭内で重なり合う暴力に全市一体となって対応していきます。また、一時保護機能を持つ京都府家庭支援総合センターをはじめとして、その他関係機関と緊密に連携することで切れ目のない支援を行います。
(2) 児童虐待関係機関職員及びその他関係機関職員に対する研修の実施等による連携の強化	児童虐待関係機関職員及びその他関係機関職員に対する研修会を実施し、それぞれの機関における対応の手順や目的、具体的支援内容に関する理解を深める場とします。また、関係局による庁内会議等において、被害者支援に関する情報共有を行うとともに、二次被害を防止し、被害者の相談に対して迅速に対応するため、連携を強化します。
(3) 民間支援団体等との連携の強化	被害者の支援策を具体的に検討できるよう、「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」における情報共有や合同検討会の開催など関係機関の連携を強化します。また、京都市DV相談支援センター、児童相談所、母子生活支援施設、民間シェルター等との連携を強化し、切れ目のない一体的な支援体制（インクルーシブ・ケアシステム）の構築等を行います。
現DVプラン エ（2）	

女性に対する暴力をなくす運動（１１月１２日～２５日）

内閣府・男女共同参画推進本部が、毎年１１月１２日～２５日までの２週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と位置付け、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとしており、全国的に地方自治体や女性団体その他関係機関が、啓発イベント等を実施するなど、女性に対する暴力の問題に関する取組を強化して実施しています。

ウ 被害者の保護及び自立支援の充実

【現状と課題】

- 被害者の身に危険が迫り、他に身を寄せる安全な場所が確保できない等の理由がある場合は、緊急に避難場所を確保する必要があるため、京都府家庭支援総合センターの一時保護機能と連携し、被害者の安全を確保できるようにしなければなりません。また、被害者は京都市外での保護を求める場合もあるため、広域的な対応も必要です。
- 被害者が一時保護等を経て落ち着いた後は、被害者の状況に応じ、その意思を尊重したうえで、自立のための情報提供や心理的ケアなど、様々な支援を総合的、かつ迅速に行うことが求められています。
- 京都市DV相談支援センターでは、保護命令の確認機関としての役割だけでなく、京都府家庭支援総合センター、警察、福祉事務所、児童相談所、民間支援団体等の関係機関と連携し、被害者の自立に向けた支援に取り組んでいます。
- 被害者への支援は初期から中・長期に移行する際、被害者の置かれた状況に応じて、連携する関係機関や支援の方法が異なります。そのため、被害者が自立するためには、状況に応じた施策の紹介など、関係機関とも連携し、長期にわたる切れ目のない支援が求められます。
- DV家庭の子どもは家庭内でのDVを目撃することにより、避難した後に心身の不調が表面化することがあるとされています。学習環境が整わないため、学習支援が必要ではないか、心理的なダメージから問題行動や生活に支障を来していないかなど、DV家庭に育つ全ての子どもに対する見守りや支援の必要性に気が付くことが必要です。DV被害においては、被害者だけでなく、その子どもに対する支援も必要であることを保護者や教育関係者に対して積極的に情報提供をしていくことが求められています。

- DVをはじめとする多様な困難に直面する被害者等への支援において、民間シェルターは先駆性、柔軟性、専門性等の強みを有し、地域社会において重要な役割を担っています。民間シェルターの取組促進を通じて、DV被害者等に対して、漏れなく、安全な居場所を一時的に確保しつつ、専門的・ニーズに沿った支援を切れ目なく実施し、地域生活にスムーズに移行できるよう、これまでの取組に加え、民間シェルターの強みをより活用した取組が求められています。

推 進 施 策
(1) 緊急避難場所の確保及び避難先での支援の充実 ・ 緊急に保護を求めてきた被害者に、配偶者暴力防止法に規定する一時保護が開始されるまでの間、シェルターなどの緊急避難場所を提供します。また、インクルーシブ・ケアシステムにより、避難先の乳幼児・学童保育体制の充実等を図り、入所者の不安軽減、自立生活への迅速な準備等の促進を行います。 ・ 市営住宅への優先入居を行います。
(2) 被害者とその子どもの自立に向けた支援 ・ 被害者が自分の意思で生活していけるようになるため、京都市DV相談支援センターをはじめ、各相談機関等における心理的ケアの充実に取り組みます。 ・ DVから逃れたひとり親家庭に対する面会交流支援の在り方を検討します。 ・ DV家庭で育った子どもに対する支援を行うため、関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。 ・ インクルーシブ・ケアシステムにより、民間シェルター退所後の被害者が地域生活に根付き、地域で自立して生活していくための支援として、交流会等を実施します。 ・ 被害者とその子どもが自立するためには、長期にわたる様々な支援が必要であることを啓発し、市民の意識醸成を図ります。 現DVプラン ウ(3)
(3) 被害者に配慮した各種制度の運用における個人情報の保護 被害者支援に係る関係機関との情報共有については、被害者の安全に配慮し、個人情報の保護の徹底を図り、住民票閲覧制限などの各種制度を運用します。 現DVプラン ウ(4)

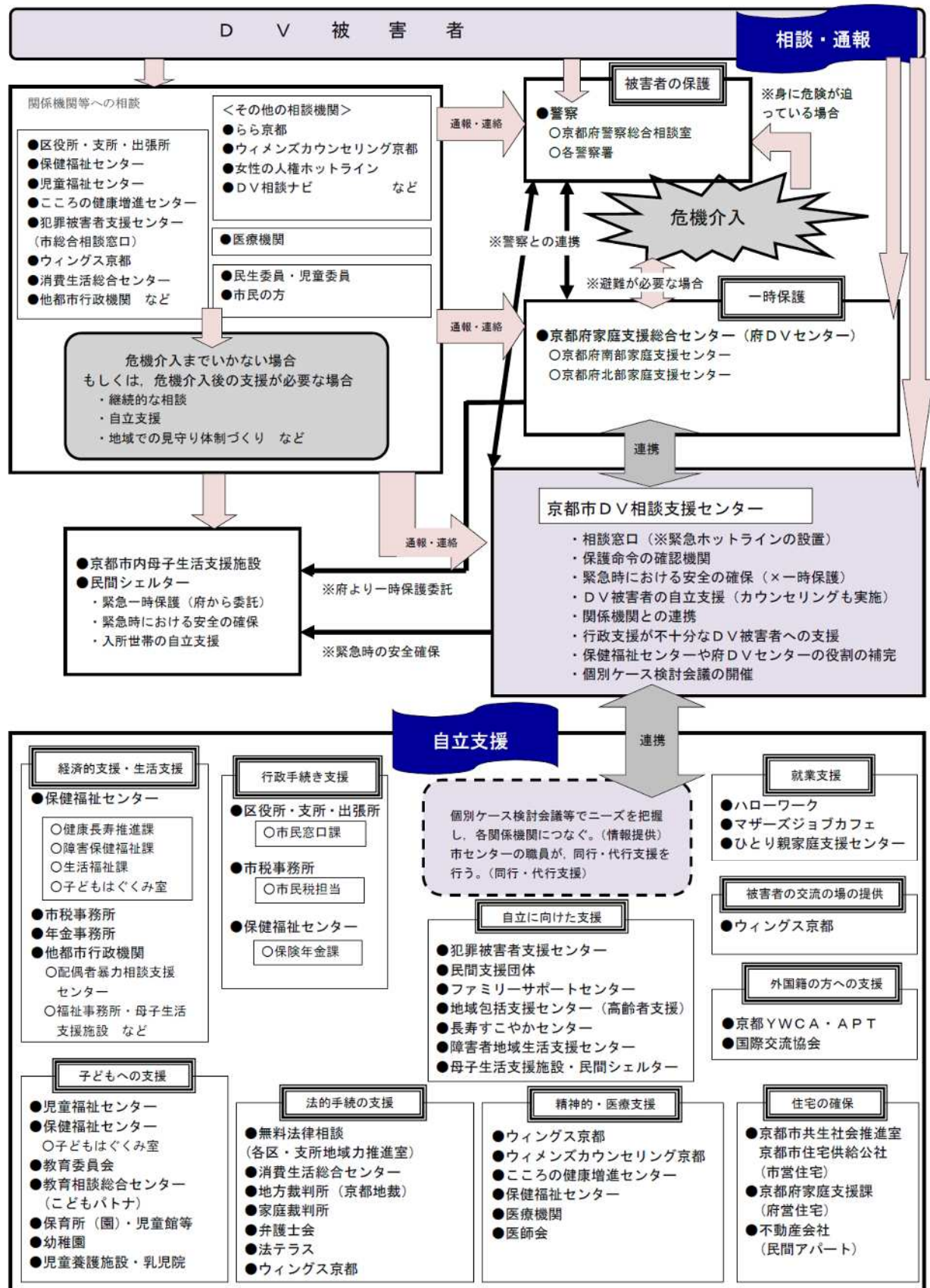
パープルリボン運動



子どもや暴力の被害者にとって世界を安全なものとする
ことを目的として、平成6（1994）年、アメリカで近親
姦やレイプの被害者によって生まれたものです。現在、40
箇国以上の国際的なネットワークに発展し、「女性に対する
暴力をなくす運動」のシンボルとして使われています。

コラム

（例）「インクルーシブ・ケアシステム」について



エ 市民への普及啓発

【現状と課題】

- 京都市が令和元（２０１９）年度に実施した「男女共同参画に関するアンケート」によると、被害経験の有無に関する質問では、全体の約２．５割の回答者が被害経験ありと回答しています
- 市民意識調査の結果、前回と比較して、暴力についての認識について、精神的暴力や経済的暴力がＤＶに該当するとの回答が増加し、また、「暴力を受ける方にも問題があるのではないかと思う」との回答が大きく減少するなど、暴力に対する認識は高くなっていると考えられます。
一方で、ＤＶの相談窓口や施策の認知度は低い割合となっており、必要な方に適切に届けられるような広報啓発活動の在り方が求められています。
- 被害者自身がＤＶ被害を受けていることに気づかず、相談窓口も知らない場合、周囲の方が相談窓口や支援施策を知っていることで、相談につながる考えられます。そのためには、広く社会全体に対し、様々な媒体を活用し、相談窓口等の被害者支援制度の周知を推進することが必要です。
- 社会全体で暴力を防止するためには、情報提供や広報啓発活動を積極的に行うとともに、人権尊重の意識を高め、男女平等の理念に基づいた教育を行うことが必要です。特に、潜在しているＤＶ被害者を相談機関につなげ、家庭内で重なり合う暴力に全市一体となって対応できるよう、児童虐待関係機関等との、より一体的な広報啓発の実施等により、児童虐待などとの関連性を周知していくなどの取組が重要です。

推 進 施 策
(1) 様々な手法を活用したＤＶに関する市民への効果的な普及啓発 ホームページの充実や啓発動画のインターネット配信など、効果的な啓発や広報を実施します。また、外国籍市民や障害者など、それぞれの背景事情を考慮した効果的な広報手法による普及啓発を実施します。
(2) デートＤＶ等若年層向けの啓発 高等学校、大学をはじめとして、人権教育及び男女共同参画の理念に基づいたＤＶ予防の啓発や広報を実施します。
(3) 児童虐待関係機関と協力した広報啓発 潜在しているＤＶ被害者を相談機関につなげ、家庭内で重なり合う暴力に全市一体となって対応できるよう、児童虐待関係機関とのより一体的な広報啓発を実施します。

京都市「令和元年度 男女共同参画に関するアンケート」

○ どのような行為を暴力と思うか

「手でぶったり，足でける」といった暴力をはじめとするほとんどの項目で「どんな場合でも暴力にあたると思う」の割合が高く，平均70.2%となっています。一方で，「金の使い道を細かくチェックする」「相手の交友関係や電話，メールをチェックする」の項目において，「暴力にあたるとは思わない」がそれぞれ11.2%，5.6%となっています。

○ 相談窓口の認知度

「知っているものはない」が最も多く，36.7%となっています。知っている相談窓口では，「区役所」が25.0%と最も高く，次いで「京都府警察総合相談室」（23.1%），「京都市ドメスティックバイオレンス（DV）相談支援センター」（21.8%）となっています。

京都市「令和元年度 配偶者等からの暴力に関するアンケート」※

※ 京都市DV相談支援センター利用者103人を対象に実施。有効回答数80人。

○ DV被害の内容（複数回答）

受けたDV被害の内容は，「精神的暴力（例：人格を否定するような発言）」が96.3%，「経済的暴力（例：生活費を渡さない）」が68.8%，「子どもを巻き添えにした暴力（例：子どもに母親の悪口を聞かせる）」が67.5%，「身体的暴力（例：なぐる，蹴る，物を投げる）」が66.3%，社会的暴力（例：親，きょうだいや友人との付き合いを禁止する）が60.0%となっています。

○ 被害にあってから，「DV」だと気付くまでに要した期間

DVだと気付くまでに要した期間は，「20年以上」が最も高く17.5%，次いで，「10年～20年未満」が16.3%，「5年～10年未満」が15.0%となっています。

内閣府「令和2年版男女共同参画白書」

○ 配偶者からの被害経験（「男女間における暴力に関する調査」（平成29年））

これまでに結婚したことのある者のうち，配偶者（事実婚や別居中の夫婦，元配偶者も含む。）から「身体的暴行」，「心理的攻撃」，「経済的圧迫」又は「性的強要」のいずれかについて「何度もあった」とする者の割合は女性13.8%，・男性4.8%，「1，2度あった」とする者の割合は女性17.5%，男性15.1%となっており，1度でも受けたことがある者の割合は女性31.3%，男性19.9%となっています。

警察庁資料「令和元年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」

○ ストーカー事案の被害者・加害者の状況

ストーカー事案の被害者の性別は、男性１２．０％、女性８８．０％となっています。一方、加害者の性別は、男性８１．２％、女性１２．１％、不明６．７％となっています。被害者と加害者の関係は、配偶者（内縁・元含む）及び交際相手（元含む）が約半数であり、面識なし及び行為者不明が１５．８％となっています。

(2) セクシュアル・ハラスメントやストーカー、性暴力等の根絶

【現状と課題】

- 性犯罪・性暴力やセクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害する人権侵害です。
- セクシュアル・ハラスメントは都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に寄せられた相談の中でも最も多く、事業主の更なる意識改革が必要です。さらに、マタニティ・ハラスメント（妊娠・出産・育児休業等を理由とした職場での精神的・肉体的いやがらせ）防止のための広報・啓発についても進めていく必要があります。
- SNSの普及に伴い、ストーカー等の犯罪は一層多様化しており、深刻な社会問題となっています。こうした犯罪による被害者を迅速に支援するため、関係機関の連携の強化が必要です。
- 性犯罪が厳罰化、被害者の性別を問わないことに変更されるなどの刑法改正が行われました（平成29（2017）年6月改正）。また、京都市が実施した市民アンケート調査によると、性犯罪等の被害にあった場合、「打ち明けたり相談したりすることができるかわからない」が20.2%となっています。性犯罪・性暴力の被害を生じさせないことはもちろんですが、性犯罪・性暴力等の被害者に対し、適切な相談機関や支援内容を周知啓発していくことが重要です。

推 進 施 策	
(1) セクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメント防止対策の推進	経営者等への働きかけを積極的に行い、企業等におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント防止対策の徹底を促します。また、学校や地域など雇用以外の場でのセクシュアル・ハラスメントについても、未然防止のための取組を行います。 現プラン2－1（5）
(2) 性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組	性犯罪・性暴力等の被害に対処する法制度等の必要な情報を、被害者の様々な立場に配慮したうえで、的確に提供するとともに、警察、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターをはじめとする関係機関との連携協力を進めます。 現プラン1－2（2）

施策の方針5 さまざまな困難を抱える方への支援

高齢や外国籍、ひとり親家庭、引きこもり、障害があることに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている方や、性的少数者など生活上の困難を抱えやすい方が安心して暮らせるよう、生活の支援や環境整備を行います。

また、経済低迷期に就職活動を余儀なくされた、いわゆる「就職氷河期世代」についても、担い手不足が深刻化している企業の持続的発展という観点も踏まえて、個人の状況やニーズに応じた就職支援に取り組みます。

【現状と課題】

- 女性は、男女の経済的な状況の違いなどを背景として、貧困など生活上の困難に陥りやすい傾向があります。特に、高齢や外国籍、ひとり親家庭、引きこもり、就職氷河期、障害があるなど社会的困難を抱えている方は、女性であることによって更に複合的な困難を抱えることがあります。
- 男性についても、生活困難者が増加しており、男性の場合は地域における人間関係の希薄さや安易に援助を求めにくいという意識から、経済的な生活困難に加えて地域社会における孤立による生活困難にも陥りやすく、男性の意識やライフスタイルにも配慮した支援が求められています。
- また、性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国籍であることなどを理由に社会的困難を抱えている方は、固定的な性別役割分担意識や偏見を背景に、さらなる困難を抱えることがあります。このような問題についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進める必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症は、社会的に弱い立場にある方に、より深刻な影響をもたらしています。また、固定的な性別役割分担意識に起因する諸課題が一層顕在化しており、非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図る必要があります。

推 進 施 策

(1) 高齢者，障害者，外国籍市民等に対する支援の充実

高齢であること，障害があること，外国籍であることに加え，女性であることで複合的に困難な状況におかれている場合などについて，市民がそれぞれの地域で安心して暮らせるよう，教育・啓発や環境整備を進めます。

また，雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った，いわゆる「就職氷河期」世代の方が，希望に応じて，安定した職業に就くことができるよう支援します。

現プラン１－１（８）

(2) ひとり親家庭の生活の安定と自立促進

社会的に困難な状況に置かれがちなひとり親家庭に対し，生活の安定と経済的自立に向けた支援や，日常生活における様々な支援を充実します。

現プラン３－１（４）

(3) 性の多様性や性的少数者に関する理解の促進

多様な性の在り方が尊重され，全ての人が性に関する偏見や差別に苦しめられることなく，自分らしく自由に生きられる社会の実現を目指して，性的少数者への理解を促進します。また，性的少数者の生活における困難や，人権課題の把握に努め，その解消に向けて必要な支援を行います。

基本目標3 誰もが人権を尊重され、また健康的に暮らせる社会の実現

男女共同参画社会の実現のためには、誰もが性別に関わらず個人として尊重されることが前提となります。様々な人権侵害や、「男は仕事、女は家事・育児」といった固定的な性別役割分担意識を解消し、誰もが自分らしい生き方を選択できるよう、学校や地域、家庭など様々な場面において、教育・啓発の機会の充実を図ります。また、性に関する相互理解を促進するとともに、人生100年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の実現のため、ライフステージに応じた、心身の適切なサポートが得られるような支援に取り組みます。

【目標数値】

- 固定的な性別役割分担意識の解消

(男は仕事、女は家事・育児という考え方に「反対」という人の割合※) 新規

	平成25年度	令和元年度	令和6年度
目標数値	46.5%	54.1%	令和元年度よりも増加

※ 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）をなくし、男女共同参画の実現に向けて協力し合って取り組むことが重要であり、市民の意識の変化を示す一つの指標とします。

【参考数値】

取組の進展を示す参考指標とします。

- 日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施している人の割合

	平成28年度	平成30年度
参考数値	40～64歳男性 43.2% 40～64歳女性 45.4% 65歳以上男性 57.5% 65歳以上女性 57.7%	40～64歳男性 44.7% 40～64歳女性 45.8% 65歳以上男性 53.8% 65歳以上女性 53.2%

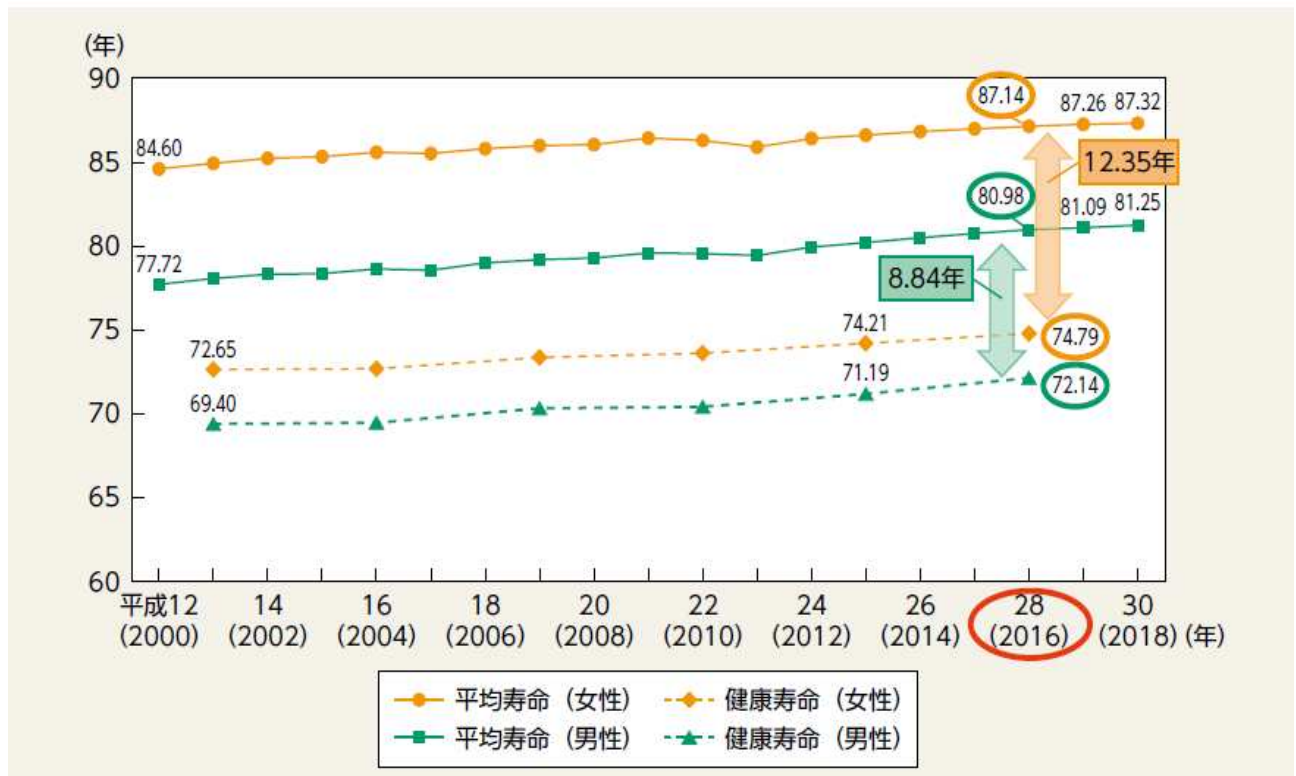
- 京都市における健康寿命※ 新規

	平成25年	平成28年
参考数値	男性：70.13歳 女性：72.73歳	男性：71.55歳 女性：72.82歳

※ 3年ごとに2年前の数値が発表されるため、平成28年を最新値として示しています。

◆平均寿命と健康寿命の推移

健康寿命は、平成28（2016）年は、男性72.14年、女性74.79年となっており、健康寿命と平均寿命の差は、平成28（2016）年時点においては、女性12.35年、男性8.84年となっています。



出典：内閣府 男女共同参画白書 令和2年版

施策の方針6 男女の人権尊重に向けた広報・啓発

固定的な性別役割分担意識の改善が進むものの、依然として意識が残っている方もおり、実際の役割分担の変化も追いついていません。この意識から脱却し、男女共同参画の理念が広がり、誰もが活躍できる豊かな社会づくりに向けて、分かりやすく効果的な広報・啓発を行います。

また、誰もが性別に関わらず自分らしい生き方を選択でき、個性と能力を十分に発揮できるよう、学校や地域、家庭など様々な場面において、男女平等教育の機会の充実を図ります。

さらに、本市における男女共同参画の拠点である京都市男女共同参画センター「ウイングス京都」の機能充実に努め、本市の男女共同参画における取組を推進します。

【現状と課題】

- 男女共同参画社会の実現のためには、全ての人が個人として等しく尊重されることが前提となります。そのためには、固定的な性別役割分担意識の解消など、意識改革を進めることが必要です。
- 「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に「反対」という人が過半数となるなど、固定的な性別役割分担意識は徐々に解消しつつありますが、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の存在により、無意識のうちに性別による差別が生じるおそれも指摘されています。
- こうした性別による固定観念やアンコンシャス・バイアスは、幼い頃から長年にわたり形成されがちであるとも言われています。学校での教育や、若年層に向けた啓発に取り組み、性別による固定観念が生じないようにしていく必要があります。
- 男女共同参画の推進に係る全ての取組の基盤として、また、様々な取組の実効性を高めていく観点から、子どもをはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けない取組、男女双方の意識を変えていく取組が極めて重要です。あわせて、社会全体の機運を醸成していくことも欠かせません。そのため家庭、地域、職場、学校、メディアなどのあらゆる場を通じて、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、男女共同参画を親しみやすく分かりやすいものとするのが重要です。
- また、近年では、G7、G20、APEC、OECDといった国際会議や多国間協議において、ジェンダー平等や女性・女児のエンパワーメントが主要議題のひとつとして取り上げられています。国における男女共同参画の推進は国際的な取組と連動しており、男女共同参画社会の実現は、国際化を推進するうえで不可欠な要素であることから、京都市においても国際的な男女共同参画の取組状況を常に把握し、市民に情報発信するとともに、国際的な視野に立って男女共同参画を推進していくことが重要です。SDGsでは、目標5において「ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女

児のエンパワーメントを図る」ことを掲げており、男女共同参画社会の実現を目指すことは、「SDGs」の達成に大きく寄与します。

- 令和元（2019）年には、京都市の男女共同参画の拠点施設である「京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）」が開館25周年を迎えました。当センターは、男女共同参画に関する情報提供、女性グループ・団体等の自主的活動の場の提供、講座等の実施、調査研究等、多様な機能を有しています。

推 進 施 策
(1) 男女共同参画意識の醸成に向けた啓発 個人の多様な生き方を制約する固定的な性別役割分担意識を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないように、男女共同参画社会の理念をわかりやすく広報・啓発していきます。また、男女共同参画社会の形成における男性にとっての意義と責任、家庭・地域等への男性の参画を重視した広報・啓発も行っていきます。 現プラン1－1（1），（2） 現プラン5－3（1），（2）
(2) 男女共同参画に関する調査・研究の推進 社会制度や慣行などにおけるジェンダー・バイアスの解消に向けて、大学や研究機関と連携した男女共同参画に関する調査や研究を行います。 現プラン1－1（3）
(3) 京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」を拠点とした啓発 男女共同参画に関する学習ニーズに応えるため、京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」などにおいて、国内にとどまらず、国際的な男女共同参画に関する様々な情報を収集・整備・提供するとともに、施策の企画・実施・評価に男女共同参画社会づくりの視点を反映させた啓発活動を展開します。 現プラン1－1（7）
(4) 家庭や地域が一体となった教育の推進 児童・生徒が発達段階に応じて男女共同参画への理解を深めることができるよう、教科、教材、体験学習などを通じた効果的な男女平等教育を推進します。 また、学校や地域などで男女平等教育を進めるため、学校等との連携による学習機会の拡大を図るとともに、家庭教育に関する相談体制を充実し、家庭や地域における教育力の向上を支援します。 ※ 男女平等教育と性教育は、一体的に取り組む必要があります。 現プラン1－1（4），（5）

(5) 男女の様々な悩みを解決するための相談

京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）と連携しながら、男女が抱えている様々な悩みに対して適切な助言や情報提供を行うなど、解決に向けた相談体制の推進を図ります。さらに、男女共同参画に係る苦情処理制度の周知及び効果的な活用を図ります。

現プラン5－3（3）

施策の方針7 性に関する理解・尊重と、心と体の健康づくり

男女がお互いの身体的性差を理解するとともに、女性が自らの意思で妊娠・出産を選択でき、健やかに社会で暮らすことができるよう、若い世代への性に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

また、人生100年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の実現のため、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など、ライフステージに応じた、心身の適切なサポートが得られるように支援します。

【現状と課題】

- 男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、お互いを尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成のための前提です。健全な家庭や職場環境づくりのためには、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理念を踏まえて、男女が共にその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるような教育、相談体制を確立することが重要です。
- 特に女性は、妊娠や出産をする可能性があり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の変化や問題に直面します。近年では、女性の就業率の増加、生涯出生数の減少による月経回数の増加、晩婚化等による初産年齢の上昇、平均寿命の伸長等、ライフサイクルが変化しており、このことを踏まえた支援が必要です。
- 女性特有のがんや不妊など、治療を必要とする健康課題は、仕事など社会活動の中心となる若い年代に多いことから、治療と仕事を両立できる環境整備が求められています。
- また、男女ともに平均寿命が延びている中で、健康寿命の延伸のためには、更年期前後からの健康支援が重要であるといわれています。人生100年時代の安心の基盤である、男女の生涯にわたる健康の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

具 体 的 取 組
(1) 性に関する情報提供・相談 性感染症やH I V感染症を予防するため、必要な知識の普及と相談・カウンセリング等に取り組みます。また、エイズ予防に対する正しい理解と実践的態度を培うとともに、エイズに対する不安や偏見を払拭し、H I V感染者及びエイズ患者と共に生きる社会を実現するための教育を推進します。 現プラン4－1 (1)
(2) 人権尊重の精神に基づく性教育の推進 学校教育において、児童・生徒が発達段階に応じた性知識、生命尊重や男女平等意識、性に関して自ら考え判断する能力を身につけられるよう、人権尊重の精神に基づく性教育を推進します。 ※ 男女平等教育と性教育は、一体的に取り組む必要があります。 現プラン4－1 (2)
(3) 男女それぞれに特有な病気の予防対策 女性に特有ながん（乳がん等）や骨粗しょう症の予防、早期発見、早期治療ができるよう検査等を実施するとともに、男性特有の病気（前立腺がん等）や男性の更年期などの悩みにも対応できるよう体制を整えます。性差医療の意義を踏まえた女性外来や男性外来のニーズへの対応を図ります。 現プラン4－2 (1)
(4) ライフステージに応じた男女の心身の健康の保持・増進 男女の様々な不安やストレスの軽減・解消を図るための相談等を充実し、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などライフステージに応じた心身の健康づくりなどを支援します。 現プラン2－3 (5), 4－2 (2), (3)
(5) 妊娠・出産期における女性の健康管理の支援 妊娠・出産期の女性を対象とした健康診査、相談、指導等を充実し、安全な出産に向けた健康管理を支援するとともに、不妊等に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。また、妊娠・出産・子育て等への男性の理解と協力を促進するなど、妊産婦に優しい環境づくりの推進に取り組みます。 現プラン4－3 (1)
(6) 乳幼児のすこやかな発育・発達の支援 乳幼児の病気や障害の予防、早期発見、相談、指導等により、すこやかな発育・発達を支援するとともに、保護者の育児不安の解消を図ります。 現プラン4－3 (3)

第4章 計画の推進

1 推進体制

(1) 推進拠点

ア 京都市男女共同参画推進センター「ウィングス京都」

計画を推進する中核的施設として、男女共同参画に関する「情報の収集と提供」「啓発誌の発行」「講座・研修等の実施」「相談事業」「活動のための施設の提供」「活動団体相互間の連携と交流」「調査研究・人材育成」など様々な事業を実施しています。

イ 京都市DV相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、「相談や相談機関の紹介」、「同行支援」、「代行支援」、「被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護」のほか、「カウンセリング」や「弁護士相談」、「自立生活を促進、保護施設や保護命令制度の利用についての情報提供」などを実施しています。

(2) 審議会及び庁内における推進体制

ア 京都市男女共同参画審議会

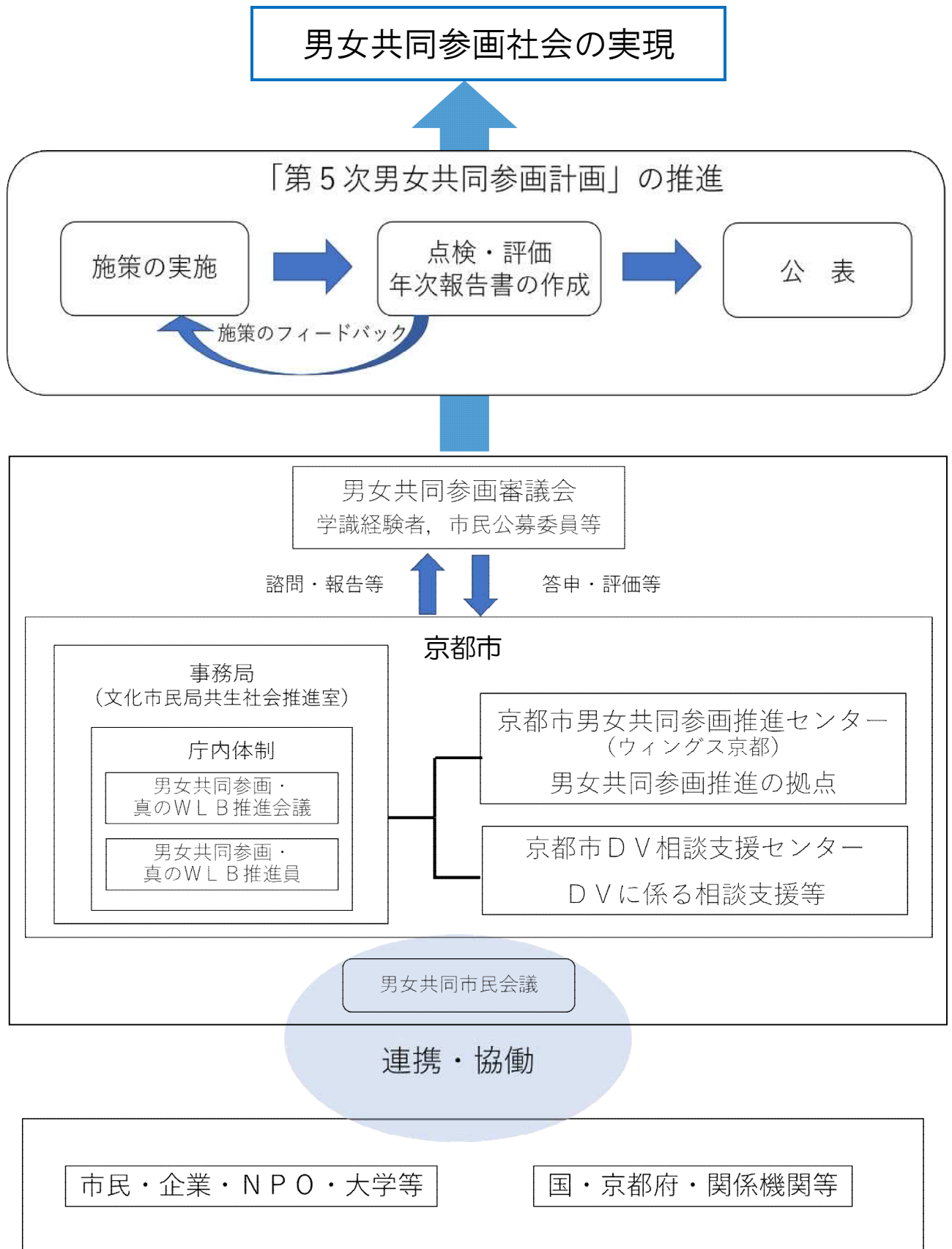
本計画の策定や本市における男女共同参画の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議等を行うとともに、市長に意見を述べるための附属機関として、学識経験者、経済界・労働者代表等、市民公募からなる委員で構成しています。

イ 男女共同参画・真のワーク・ライフ・バランス推進会議

本計画の推進に当たり、さまざまな行政分野における施策に男女共同参画の視点を反映することが重要です。そのため、各分野別計画等の策定・推進において、関係部局との連携の下、施策を融合しながら取り組む必要があることから、相互に連絡・調整を行い、計画の円滑かつ総合的な推進を図るための庁内組織です。また、各部・室に1名の割合で男女共同参画・真のワーク・ライフ・バランス推進員を任命し、研修会の開催のほか、各自の職場において男女共同参画に関する意識の醸成、業務への反映を図っています。

(3) 多様な主体との連携・協働

本計画を推進するに当たっては、市民団体等で構成された京都市男女共同市民会議などを通じて、市民、団体、企業、大学等の多様な主体と連携・協働することにより、男女共同参画に関する意識の向上とそれぞれの特性をいかした主体的な取組の促進を図ります。



計画を推進する中核的施設として、男女共同参画に関する「情報の収集と提供」「啓発誌の発行」「講座・研修等の実施」「相談事業」「活動のための施設の提供」「活動団体相互間の連携と交流」「調査研究・人材育成」などに取り組みます。

国や地方自治体、世界各国の男女共同参画に関する施策や取組を情報収集し、図書情報室等において、分かりやすく提供します。

より多くの方に男女共同参画について理解いただくため、啓発冊子を企画、発行します。

男女共同参画の視点の普及・浸透のため、各種講座や講演会、研修会を実施します。

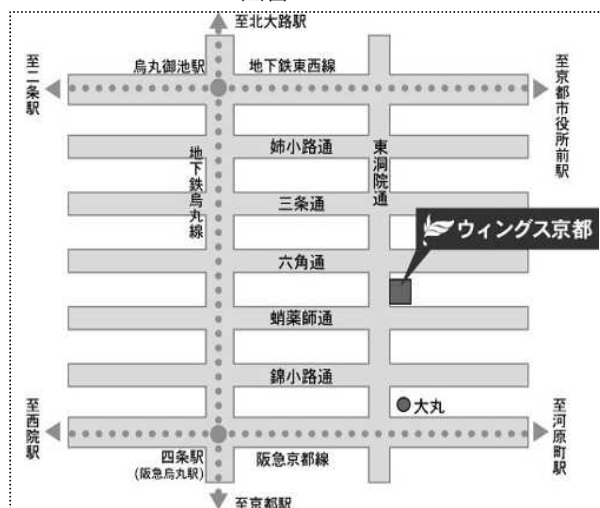
日常生活の中で男女が直面する悩みについて、問題解決の支援をします。

会議室のほか、イベントホール、スポーツルーム、フィットネスルーム、調理室、音楽室など、各種貸会場を提供します。

男女共同参画を担う中核の施設として、NPO、大学、企業、市民団体、京都府等と連携しながら各種事業を実施します。

京都市の男女共同参画推進における課題を検討・分析します。また、男女共同参画の推進のため地域や市民活動のリーダーとして活躍できる人材や団体を育成します。

- 住所 〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262 番地
 - 代表 TEL : 075-212-7490 FAX : 075-212-7460 Eメール : center@wings-kyoto.jp
URL : <http://www.wings-kyoto.jp/>
 - 貸会場 TEL : 075-212-7470 ● 事業 TEL : 075-212-8013 ● 図書 TEL : 075-212-0606
 - 相談室 TEL : 075-212-7830
 - アクセス
地下鉄烏丸御池駅(5 番出口)
地下鉄四条駅(20 番出口)
阪急烏丸駅(20 番出口) 下車 徒歩約 5 分
 - 休館日 毎週水曜日, 12/29~1/3
 - 開館時間 平日 9 時~21 時
日曜日・祝日 9 時~17 時



参 考 資 料

＜記載予定の内容（順不同，１～７は現プランからの引継）＞

- 1 京都市男女共同参画推進条例
- 2 京都市男女共同参画推進条例施行規則
- 3 男女共同参画社会基本法
- 4 配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）
- 5 女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）
- 6 男女共同参画に関する年表
- 7 用語解説
- 8 オール京都の取組「京都女性活躍応援計画」概要（国計画の概要記載についても検討中）
- 9 「京都女性活躍応援計画」の指標，京都府の指標
- 10 各種データ